令和６年第２回湧別町議会

定　例　会　会　議　録

令和６年第２回湧別町議会定例会会議（第１日）

令和６年６月１８日湧別町議会議場に招集された。

１　応招議員は次のとおりである。

１番　関　野　一　良	２番　高　田　映　二	３番　加　藤　政　弘
４番　村　川　勝　彦	５番　下　田　英　人	６番　酒　井　純　一
７番　脇　坂　敏　夫	８番　小　形　秀　和	９番　檜　山　洋　一
１０番　山　本　栄　子	１１番　村　田　一　志	

２　不応招議員

なし。

３　出席議員は次のとおりである。

１番　関　野　一　良	２番　高　田　映　二	３番　加　藤　政　弘
４番　村　川　勝　彦	５番　下　田　英　人	６番　酒　井　純　一
７番　脇　坂　敏　夫	８番　小　形　秀　和	９番　檜　山　洋　一
１０番　山　本　栄　子	１１番　村　田　一　志	

４　欠席議員

なし。

５　地方自治法第１２１条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長　刈田智之、副町長　因洋史、総務課長　坂本雄仁、総務課参事　中川友広、企画財政課長　井上道也、企画財政課未来づくり担当課長　斉藤健悟、住民税務課長　細川徳之、農政課長　宮本則幸、農政課参事　山川渉、商工観光課長　大口貢、建設課長　北林孝之、建設課参事　細川聡、会計管理者　松下一彦、出納課長　松下一彦、水道課長　出口幹敏、水道課参事　細川聡、福祉課長　前野和憲、健康こども課長　大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長　牧村宣幸、健康こども課参事　兼田稚子、水産林務課長　青山賢治、水産林務課町有林管理担当課長　田中千嘉伸、総務課総務グループ主幹　宍戸和幸、総務課広報・自治会グループ主幹　渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹　宮坂達也、企画財政課未来づくりグループ主幹　渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹　西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹　岩瀬昌幸、住民税務課税務グループ主幹　坂田佳樹、農政課農政グループ主幹　竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹　鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹　稲田宏司、建設課管理グループ主幹　藤直樹、

建設課管理グループ主幹　宇佐美大我、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹　松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹　鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹　秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹　大西美樹、健康こども課健康相談グループ主幹　杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹　杉森伸一、企画財政課財政グループ主査　峯田実、教育委員会教育長　阿部勉、教育総務課長　佐藤美貴、教育総務課参事　澁谷順、教育総務課給食センター所長　根子敏男、社会教育課長　西海谷巧、社会教育課参事　中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹　大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹　大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹　藤本祐司、社会教育課図書館長　中島一之、社会教育課ふるさと館ＪＲＹ館長　中島一之、農業委員会会長　吉村智之、農業委員会事務局長　吉松智弘、代表監査委員　水野豊、監査委員事務局長　近藤康弘、監査委員事務局次長　藪悟志、選挙管理委員会委員長　森谷重俊、選挙管理委員会事務局長　坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長　宍戸和幸

6　本会議の書記は、次のとおりである。
議会事務局長　近藤康弘、事務局次長　藪悟志

会　議　に　付　し　た　事　件

別　紙　日　程　表　に　記　載　の　と　お　り

令和６年第２回湧別町議会定例会

議事日程（第１日）

令和６年６月１８日

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定
日程第　３		諸般の報告
日程第　４		行政報告
日程第　５		新庁舎建設に係る調査特別委員会調査報告
日程第　６	第３回臨時会陳情第　１号	新庁舎建設に関する要望書について
日程第　７	報告第　１号	令和５年度湧別町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第　８		一般質問
日程第　９	議案第　１号	湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０	議案第　２号	令和６年度湧別町一般会計補正予算
日程第１１	議案第　３号	令和６年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第１２	議案第　４号	上湧別中学校改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について
日程第１３	議案第　５号	上湧別中学校改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について
日程第１４	議案第　６号	外構整備工事（上湧別地区義務教育学校）請負契約の締結について
日程第１５	議案第　７号	グラウンド改修工事（上湧別地区義務教育学校）請負契約の締結について
日程第１６	議案第　８号	公営住宅新築工事（花園団地）請負契約の締結について
日程第１７	議案第　９号	公営住宅新築工事（緑町団地）請負契約の締結について
日程第１８	議案第１０号	西３線道路拡幅工事請負契約の締結について
日程第１９	議案第１１号	財産の取得について
日程第２０	議案第１２号	財産の取得について
日程第２１	議案第１３号	財産の取得について
日程第２２	議案第１４号	財産の取得について
日程第２３	議案第１５号	財産の取得について

日程第２４　議案第１６号　財産の貸付について
日程第２５　意見書案第１号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第２６　承　　認　議員の派遣について
日程第２７　承　　認　閉会中の所管事務調査等の申出について
（各常任委員会及び議会運営委員会）

開　会　宣　告（１０：００）

○議　　長　ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和６年第２回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番、脇坂君、８番、小形君を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る６月14日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

７番、脇坂君。

（議会運営委員長結果報告）

○議　　長　議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から６月19日までの２日間とすることにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から６月19日までの２日間とすることに決定いたしました。

日程第３、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長　諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして報告１件、条例１件、予算２件、契約締結７件、財産取得５件、財産貸付１件であります。

また、議会側といたしましては、報告１件、陳情１件、承認２件であります。

次に、議案等説明員の関係でありますが、今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、監査委員から５月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る５月17日の令和６年第３回町議会臨時会終了後から本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

５月17日、議会全員協議会が開催されました。

５月21日、東京都において全国町村議会議長会議長・副議長研修会が開催さ

れ、これに議長が出席いたしております。

同日、新庁舎建設に係る調査特別委員会が開催されました。

５月22日、地域活動支援センターポレポレゆうべつにおいて特定非営利活動法人ポレポレゆうべつ総会が開催され、これに副議長が出席いたしております。

同日、網走市において高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会要望活動が行われ、これに総務厚生常任委員長が出席いたしております。

５月25日、北見市においてオホーツク圏活性化期成会役員会、総会及びオホーツク圏活性化期成会石北本線・釧網本線合同部会が開催され、これに議長が出席いたしております。

５月27日、紋別市において遠紋地区市町村議会議長会総会及び議長・副議長・事務局長合同研修会が開催され、これに議長及び副議長が出席いたしております。

５月29日、上湧別神社において上湧別開拓招魂祭が執り行われ、これに議長が出席いたしております。

５月30日、総務厚生常任委員会が開催されました。

６月３日、遠軽町において遠軽地区広域組合議会臨時会が開催され、これに議長及び関係議員が出席いたしております。

６月４日、北見市常呂町においてサロマ湖開発期成会通常総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

６月６日、産業文教常任委員会が開催されました。

６月８日、札幌市において札幌湧別会総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

６月10日、網走市において遠軽地区総合開発期成会要望活動が行われ、これに議長が出席いたしております。

６月11日、札幌市において北海道町村議会議長会定期総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

６月14日、議会運営委員会が開催されました。

６月16日、かみゆうべつチューリップ公園駐車場において湧別町消防団春季消防演習が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

６月17日、議長室において自衛隊協力会遠紋地区連合会監査が行われ、これに議長が出席いたしております。

なお、本定例会におきまして広報作成のため随時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議　　長　これで諸般の報告を終わります。

日程第４、町長の行政報告を行います。

町長。

○町　　長　前回の議会以降における行政上の諸課題について報告申し上げます。

１点目ですが、寄附の採納についてであります。去る５月22日に愛知県の株式会社マイアピスファーマシー代表取締役社長、塩月清和様より湧別町まち・ひと・しごと創生推進事業に活用させていただきたく企業版ふるさと納税として、衛星携帯電話２台及び通話用プリペイドＳＩＭ２枚のご寄附の申出をいただき、５月23日にありがたく受納させていただきました。この場をお借りしまして、ご寄附を賜りました株式会社マイアピスファーマシー様に厚くお礼を申し上げますとともに、ご寄附をいただきました衛星携帯電話につきましては、災害発生時など緊急時の非常用通信手段として有効に活用させていただきたいと存じます。

２点目は、チューリップフェアの結果についてでございます。今年は、全国的にも春先の平均気温が高めに推移しており、道内でも４月14日には統計開始以来最も早い夏日を記録するなど、チューリップ公園内の花々もゴールデンウイークには見頃を迎えるのではと期待しておりましたが、その後はオホーツク海沿岸特有の冷涼な気候が続き開花は進まず、公園内の花々の色づきも待ち遠しく感じる中、チューリップフェアを迎えたところであります。2024チューリップフェアは、５月１日にオープニングセレモニーを開催し、フェアを運営しております酒井観光協会会長による開花宣言が行われ、昨年より１日早い５月２日より有料入園といたしました。ゴールデンウイーク以降は、11日頃より好天に恵まれ、多くの来園者にお越しいただきました。花の開花も平年より10日ほど早く見頃を迎えることとなり、昨年より１日短い25日まで有料入園とし、31日に閉幕となりました。

昨年５月に３年以上にわたるコロナ対策が縮小されて以降、円滑な観光需要の回復が見られ、安全・安心な旅行が可能となり、家族連れやカップルなど、個人による来園者の誘客が図られてきているところであります。一方、外国人観光客などツアーバスの来園は減少し、観光客の個人旅行化が進むなど、旅行形態がさま変わりしてきているところであります。そのような中、フェア期間中の総入園者数は６万2,000人で、昨年の６万7,000人と比較すると5,000人の減とはなりましたが、昨年に引き続き６万人台を維持することができ、大変うれしく思っているところであります。入園料収入につきましては、来園者数の減少もあり2,890万円となり、昨年の3,130万円と比較して240万円の減少となりました。

フェア中のイベント関係につきましては、ふるさとから学ぶ会によるチューリップを愛でる会、青年団体協議会による子供向けイベント、ＪＡえんゆう青

年部による牛乳の無料配布など、多くの団体の皆様によるイベントが開催されました。また、５月19日には、晴天の中、町内小中高生による吹奏楽演奏会、さらには本年で３回目のステージとなる湧別町チューリップ応援大使、半﨑美子さんのミニライブ＆トークショーが開催され、半﨑さんの透き通った歌声が聴衆を魅了し、およそ800人の来園者の皆様で大いに盛り上がりました。

今年も１か月間にわたるフェアが無事に終了することができました。出店者の皆様、商工会等の関係団体、そしてフェアの中心となり、運営に当たっていただきました観光協会に深く感謝とお礼を申し上げてご報告とさせていただきます。

３点目は、札幌湧別会総会等への出席についてであります。去る６月８日に札幌市において札幌湧別会の令和６年度総会並びに懇親会が開催されました。47名の会員が出席された総会では、本年度の事業計画や事業予算が提案されました。恒例のふるさと交流ゴルフ大会は９月21日に予定しているとのことでありますので、その際は心から歓迎したいと思っているところであります。総会後の懇親会には、東京湧別会からは後藤会長が参加され、本町からは村田議長、橋本商工会長、酒井観光協会長並びに４名の課長等とともに私も出席してまいりました。懇親会では、ふるさと湧別の懐かしい話題で会員同士の交流、親睦を深められ、アトラクションでは抽せん会やカラオケで大いに盛り上がり、楽しい集いを終えました。

４点目は、令和５年度建設工事等の入札結果についてでございます。令和５年度における入札結果についてご報告いたします。総体で124件の入札執行があり、平均落札率は96.3％でありました。令和５年度に執行いたしました入札結果は、別紙のとおりとなっておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

16ページをお開き願います。５点目は、町関係工事の発注状況についてであります。16ページから20ページまで17件の工事の発注状況でありますので、お目通しをお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議　　長　これで行政報告は終わりました。

日程第５、新庁舎建設に係る調査特別委員会委員長より最終報告書が提出されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

２番、高田君。

（新庁舎建設に係る調査特別委員長報告）

○議　　長　以上をもって本報告を終わります。

日程第６、陳情第１号を議題といたします。

本件につきましては、今年５月の第３回臨時会において新庁舎建設に係る調査特別委員会に付託し、閉会中の審査といたしたところです。

新庁舎建設に係る調査特別委員会委員長より審査報告書の提出がなされておりますので、委員長の報告を求めます。

２番、高田君。

（新庁舎建設に係る調査特別委員長報告）

○議　　長　委員長の報告が終了いたしました。

お諮りします。ただいまの報告については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

よって、この件につきましては質疑及び討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

陳情第１号　新庁舎建設に関する要望書について採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議　　長　起立少数です。

したがって、陳情第１号は不採択されました。

日程第７、報告第１号について議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　報告第１号　令和５年度湧別町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長提案理由説明）

○議　　長　本報告の質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　これで質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

日程第８、これより一般質問を行います。

質問の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いをいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

３番、加藤君。

○３　　番　それでは、議長の許可をいただきましたので、私質問いたします。

私は、庁舎の位置について質問したいと思います。庁舎等集約化に係る検討は、令和４年３月９日に開催された第１回議会定例会において検討委員会条例が制定され、それに伴う予算が計上されました。第１回の検討委員会が６月13日に開催され、町長から諮問があり、７回検討委員会で協議され、令和５年１月30日に答申がなされました。答申は、建設候補地は特定しないが、中湧別小学校跡地、老人憩の家を含む周辺の町有地、現在の上湧別庁舎を増改築する、３つの意見がありました。その後、町長は新庁舎の位置を中湧別小学校跡地とする構想案を基にパブリックコメントを募集し、町内４会場で説明会を開き、町民の意見を聞きました。５月11日の第３回議会臨時会において庁舎建設に係る調査特別委員会が設置されました。これは、先ほど高田委員長も触れておりましたが、その後６月１日の第３回庁舎特別委員会において、この構想案に対して委員から賛成、または反対の意見が述べられました。その結果、反対が６名、賛成４名となりました。６月13日の第４回庁舎特別委員会において、構想案について審査と調査、討論を重ねた意見をまとめました。多数意見として文化センターＴＯＭと周辺町有地を活用すべき、少数意見が湧別庁舎等集約化基本構想案に賛成と中間報告がなされました。この状況において、町長は９月13日の第３回議会定例会で中湧別小学校用地に庁舎機能を有した庁舎を新築及び既存校舎の改修に係る基本計画策定業務の委託料1,705万円の補正予算を提案しました。この提案を受けて修正動議がなされましたが、否決され、基本計画に係る予算が成立いたしました。また、住民投票条例を議員より提案したところ、否決となりました。

そこで、私はこれまでの経過を踏まえて質問いたします。１つ目が庁舎の位置の検討です。令和５年１月30日に検討委員会が出した答申は、建設候補地は特定しない、３つの候補地としての意見でした。なぜ急に中湧別小学校を跡地とした構想案を策定したのでしょうか。答申がなされた時点で町民の意見を聞き、さらに議会で議論して、中湧別小学校跡地としたなら私は理解できるのですが、あまりにも先を急ぎ過ぎたのではないかと思っております。特に上位２案、中湧別小学校跡地、憩の家を含む周辺の町有地を十分に比較検討する必要があったと思いますが、いかがでしょうか。

次に、２つ目は、特別多数議決です。町民の間でも非常にこれは話題になっております。今回の定例会で町長は、基本設計、実施設計について予算を提案していますが、何を根拠にこれを提案しようとしているのでしょうか。地方自治法第４条は、庁舎を建設するか否かを決めるものではありません。どの場所

がふさわしいのかを決めるものです。私は、基本計画を策定する前に地方自治法第４条第３項に基づく条例による特別多数議決をしなければならなかったと思います。もはや一日でも早くこの条例を提案し、法的な位置づけを明らかにした上で今後関係する予算等を提案すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上をもちまして通告に基づきました質問を終わります。ありがとうございます。

○議　　長　町長。

○町　　長　加藤議員の１点目の庁舎の位置の検討についてのご質問にお答えさせていただきます。

庁舎等集約化に係りますこれまでの経緯につきましては、これまでも申し上げてきたところでありますので、細かな説明はいたしませんが、まず今回の集約化のスタートの地点であります。現在の分庁舎方式を見直し、庁舎の集約を図ってまいりたい、それが町としての考えであります。そのため、基本構想を策定する際の検討委員会では、庁舎集約を進めるためにはどのような方法が最適か、その点についてご審議をいただいたところであります。検討委員会では、現庁舎の活用、文化センターＴＯＭの活用、中湧別小学校の活用、庁舎新築、または集約せずに現状維持すべきを含めた検討を行っていただいたところであります。

検討委員会からは、１つ目は庁舎を集約し、本庁・支所方式が望ましい。２つ目は、集約の方法として中湧別地区に庁舎を新築、整備することが望ましいという答申を受けたところであります。その際、建設候補地の特定はしないが、中湧別小学校跡地か老人憩の家を含む周辺町有地に建設を望むものとありました。

町として、この２つの候補地をそれぞれ検討した上で中湧別小学校跡地は敷地が広く、設置を検討している太陽光パネル、公用車車庫、駐車場等も一体的に整備可能な十分な用地が確保できることと、また閉校後の校舎を有効活用することとし、一時避難所などの防災機能の一部、保健福祉センター機能も既存の校舎に設置することで新築部分の面積を圧縮し、整備に係る費用を削減できること。さらには、他の公共施設の統廃合も視野に入れながら児童センター、公設ｅスポーツスタジアム、木工などのサークル活動拠点や子供が体験しながら遊べるスペースなどとして閉校後の既存校舎を有効活用できることなどを理由として選定したものであります。

また、もう一つの候補地については、中湧別市街地の１等地であります。庁舎集約とは別でありますが、中湧別市街地の活性化についても本町にとって喫緊の課題であり、当該町有地の活用した活性化策などを含め今後検討を進めなければならないと考えているところであります。

議員おっしゃる答申時点での町民の意見を議会で議論してはとありますが、町としましては庁舎等集約化基本構想を作成するに当たり、複数の候補地を提示し、意見等をいただくのではなく、町として明確な方向性をお示しした上で町民の皆様からご意見を伺う、また議会とも協議を重ねていくことが最善と判断したところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、２点目の特別多数議決についてのご質問にお答えいたします。現在進めています庁舎等の集約につきましては、集約することを前提に令和４年度より調査等検討委員会を設置し、検討が始められたものであります。その後、２年が経過しましたが、当初より集約を進めるに当たり、既存庁舎等を改修するにしても、庁舎を新築するにしても、合併推進債の借入れを行うには令和６年度末までに実施設計の契約が完了していなければならないことから、現在町で進めています計画に基づき、基本設計及び実施設計に係る設計委託料を本定例会に補正予算議案として上程しているところであります。

また、特別多数議決が必要となります地方自治法第４条に規定する事務所の位置の変更に係る条例の提出時期につきましては、令和５年９月定例会の補正予算の審議の中でも質問がありましたし、さらには今回策定しました新庁舎建設等基本計画に係る町民説明会、パブリックコメントにおいても同様のご意見をいただいたところであります。

私としましては、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではないとあります行政実例も踏まえ、これまでお答えしたことと同様になりますが、基本設計、実施設計完了後で建築に係る予算を提案する段階など、しかるべき時期に提案したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、加藤議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　再質問をしたいと思います。

私、最初の検討委員会、答申を含めて夜間開催の合計８回の会議、本当にお疲れさまでしたと申し上げたいと思っております。私、できるだけこの検討委員会の会議を傍聴いたしました。検討委員会では、今後のまちづくりを見据えながら熱心な議論と委員の皆様の積極的な発言に感動したところでございます。改めて敬意を表したいと思っております。私は、この議論を聞きながら、今後のまちづくり、そして庁舎の在り方をどうしたらよいのか自分なりに考えを決める手がかりとしたところでございます。ただ、検討委員会では集約する場所を決定することはしないで、案を出して委員の知恵として今後町や議会で決めてほしいとの願いでの結論ではなかったかと私は思っております。

現在建設中の網走市の庁舎建設に係る経緯です。町長はご存じのことと思い

ますが、令和元年６月に網走市では検討委員会を設置し、諮問しております。同時に、議会で特別委員会を立ち上げ、議会も同時進行で議論がなされております。翌年６月23日に答申がなされ、新しい庁舎の建設場所は皆さんご存じのことと思いますが、金市舘ビル跡地周辺敷地としております。私も先日網走市に出向いて、この工事現場を見てまいりました。その後、基本構想を策定し、同年、令和元年ですね、９月25日に位置を定める条例、特別多数議決において、この金市舘ビル跡地周辺敷地と決めております。そして、令和３年９月に基本設計を作成しております。網走の場合は、検討委員会の答申で明確に場所を判断しておりますので、本町の状況とは異なりますが、これはとても参考になる事例と思っております。

町長は、検討委員会の答申を十分に比較検討したとのことですが、私はそう思いません。なぜなら、議会特別委員会で中湧別小学校の跡地に対して中間報告でノーと決定して報告しているからです。第３回特別委員会において、この構想案に対して委員から賛成、反対ということで、反対６、賛成４となりました。私は、この結果を重く受け止めて議会と協議する必要があったと思います。町長は、議会議員を町長室に呼んで話をするのではなく、自ら出向いて協議する姿勢が必要と感じております。議会との対話不足です。令和３年12月16日に私は町長に初めて一般質問を行いました。それは、町長の公約についてです。町長もよくご存じだと思います。町長は、町民との対話を基本としたまちづくり、町民が一人一人助け合う思いやりのあるまちづくりです。この質問に町長は丁寧に答えていただきました。町長は、町民に対して対話を重視して、自ら出向いて膝を合わせて話したいと答えてくれました。しかし、このたびのこの庁舎建設等におきましては、そのときの回答とはどうも、先を急ぐあまり、この対話の姿勢が感じられません。これまでの経緯と結果は過ぎ去ったことなのですが、特に重要な案件は時間をかけて進むことが大切だと思っております。

私は、政策はスピード感を持って進める案件と時間をかけて住民を説得する案件があると思います。特にこのような特別多数議決を必要とする案件は、これにまさに該当すると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　加藤議員の再質問についてお答えさせていただきます。

庁舎の位置の部分でございます。検討委員会から答申を受けてございます。検討委員会については、本庁・支所方式の集約化を進めるべきだと。そして、庁舎の位置については、合併後の町内の中心である中湧別地区に新築、整備すべきだという答申をいただいてございます。中湧別の具体的な位置については、先ほど答弁したとおり２か所についての案として出てきておりますけれども、その場所についても検討委員会の中でもいろいろ議論をされてございます。そ

の中において、１か所に決めていかなかったというような状況と私も聞いているところでございまして、それを受けて庁舎内でどこの場所がいいだろうということで検討させていただいて、基本構想案をつくる段階において、どこにしましょうかということではなく、町としての方針としてはここに決めさせていただいて、それぞれのご意見をいただいた中で進めてきたいということで決定させていただいて進めてございます。

特別委員会についてでございますけれども、特別委員会についてはまだ私のほうにはその特別委員会の報告をされた時点、議場にいましたから話は聞いてございますけれども、その内容について私のほうに来てはございませんので、その部分についてはお答えできないと思ってございます。今日初めて最終報告として聞いてございまして、議会の中で議論をしていただいて、どの場所がいいのかということについての考え方をお示しいただければという部分でございますし、特別委員会に私も一度出席させていただきましたけれども、そのときにおいてもその部分についての議論があまり少なかったのかなというふうに感じてございます。

私の町民との対話を大事にしてという部分につきましては、そのとおり選挙公約の中でもうたってございますし、そのとおり進めてきてございます。いろんな部分に参加させていただきながらお話をさせていただいてもございます。庁舎につきましても、基本的には自治基本条例に基づいた中で検討会を設置し、また説明会を設置する、パブリックコメントを設置するという部分でございます。そのほかにもホームページ等々で出してございますけれども、まちづくり懇談会においても２年にわたりまして、この経過について皆様と膝を交えた中でいろいろなお話をさせていただいているところでございます。

全ての方が賛成というわけでもございませんけれども、おおむね町の方針について、また中湧別に持ってくることには賛成だよという方もいらっしゃいますし、その場所についてはいろいろなお考えもあるのでしょうけれども、そういうようなことでこの問題に対しまして２か年にわたって説明をさせていただいてございます。もっともっと時間をかけるべきではないかという部分もありますけれども、基本的にはこの問題につきましては現在の分庁方式を行った時点からいろいろな議員さん方からの質問もございますし、懇談会においての質問もございます。最終的には、集約化に進めるべきだという中で、その集約化を行うためにはどうしても財源が必要なのだから、合併推進債が使える時期までに進めるべきだというご意見も多数いただいているところから、今回の令和３年、令和４年ですか、３月議会で検討委員会を設置させていただいているという部分がございます。この時点においても、最終的なリミットが決まっている部分もありますので、その範囲の中で進めていかなければならないというこ

とは十分説明させていただきながら今まで進めてきてございますので、その辺ご理解いただければなと思ってございます。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　町長、説明会での町長の発言を度々聞かせていただきました。

私は、どうも気になる点が１つございます。というのは、町長は検討委員会で議論するのが検討委員会の役割で、議会はそれに基づいて承認する機関であるというような言い方をしているときがあるのです。私は、どうなのでしょうか。度々話題になるのが二元代表制です。町長と議会の役割、それを基本に考えると、ただ単に議会が承認する機関なのでしょうか。議論することもありますが、そういう発言がとても気になってなりません。それについていかがでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　そのような発言をした記憶はあまりないのですけれども、議会としては議会で審議いただいて、最終的な決定をしていただくというか、予算議決、当然ありますし、条例の改正議決等もありますので、そこら辺については承認していただく機関だけというような表現で説明した記憶はあまりありませんけれども、そういうことをお聞きになられたというのであれば、それはそういう考えは全くございませんので、それは訂正させていただきたいなと思ってございます。

それと、先ほど答弁忘れたのですけれども、網走市の状況でございます。網走市の状況、私どもも承知してございます。ただ、いろいろな判例、または北海道等とも協議させていただいてございますし、違う団体とも調査をさせていただきますと、第４条の特別議決の関係でございます。やっぱり最終的には、通例行われている部分については基本設計、実施設計を終了した後に予算化をされるときに提案されるのが多いような状況であると我々も調査してございますし、行政判例によりますとそういうような状況で出すべきではないかというのが基本でございますので、それに基づいて提案をさせていただきたいというふうなことで考えてございます。ただ、網走市の場合においても、施行日等々、また実施日等も全て規則に委任してございますので、それがいつになるのか、そういうあやふやな部分での提案というのはいかがなものかというのはそういうふうに表現されている部分もありますので、そこら辺も十分考えながら、その施行日も含めて分かるような時期、建設費、または施行日が分かるような時期になって提案をさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　続いて、特別多数議決についてです。

先ほど私は網走市の例を出しましたが、何よりも網走市では優先的に早期に議会で３分の２以上の特別議決を行っております。規模は違いますが、さいたま市では浦和地区から大宮地区に市庁舎移転が決まりました。その際に同様に早期に議会で特別多数議決をもって庁舎の位置を決定し、基本計画を策定し、設計に係る予算を執行しております。さいたま市では、幹部職員は法的な根拠がなければ関係する予算を提案することはふさわしくないと発言しております。私は、このことは多くの事例を町長はご承知かと思いますが、市町村長の取るべき道と考えております。特別多数議決なしで予算を執行することは、市町村長の裁量権の濫用に当たりませんでしょうか。予算の提案権は町長が持っております。議員にはありません。

このたびの最新の広報紙を見ますと、もはや中湧別小学校跡地に庁舎建設が決まったかのように思われる記事です。一言も議会の特別多数議決についての記事は見当たりません。ただ、パブリックコメントでそのことは触れております。法的には、位置はまだ決まっていないのです。町長は、この位置の条例をいつ提案するのでしょうか。

岐阜県御嵩町では、本町と同様に問題となっております。町長が庁舎の位置を変える条例制定の同意がなく、関連する予算を支出するのが違法だとして住民が町を相手取り、公金差止めを求める訴訟を岐阜地裁に起こしている事例があります。行政の裁量逸脱、濫用が問題になっております。

庁舎の移転は、特別議決の中でも私は特殊なものと思っております。特別多数議決は、そのほかに議会議員の除名処分、長の不信任案議決、議員の資格の決定等々がありますが、この特別多数議決の多くは庁舎のように委託料や設計などの予算は伴いません。予算計画や設計の委託料、工事費は２分の１の議決で過半数で進められているわけです。しかし、位置を決める条例は特別多数議決で３分の２以上です。このことを分かりながら、恣意的に運用することがあってはならないのではないかなと思っております。

町長は、しかるべき時期に特別多数議決を提案すると答えております。その時期はどうなのでしょうか。議会議員の賛成が取れると見込まれるまで先延ばしにするのでしょうか。私は、非常に憂慮に思います。

私は、庁舎建設に対して反対とは一度も言っておりません。中湧別地区に庁舎を建設することは賛成です。しかし、建設するならば、利便性の高いＴＯＭ周辺の町有地を利用して、コンパクトで事業費を圧縮し、経費のかからない庁舎がよいのではないかと主張してきました。

先ほど町長、道にいろいろ照会したというお話を聞きましたが、地方分権一括施行法、地方と国との関係は基本的に対等になったということで大きく変わりました。特に今の庁舎移転のような事例を国や道に照会してもなかなか明確

な助言をしてくれるケースが少なくなっておりませんでしょうか。地方自治法第４条の行政実例も昭和34年の解釈です。近年、行政実例、地方が国や道に対していろいろ照会することです、行政実例。その例が非常に少なくなってきております。現在と比較すると、地方自治法制定時と比べますと、解釈は大きく変わってきていると思います。その中で、行政手続を執行するときに国や道の助言でなく、参考になるのは私はほかの先進的な事例ではないかと思っております。私は、近くは網走市、そしてさいたま市やほかの庁舎を移転した市町村の例によって庁舎建設移転の手続を進めるべきと思っております。

町長は、もはや財政的な見通しは十分整ってはいないということですが、私はもう十分整っていると思います。

もう一度お聞きしたいと思います。町長は、いつこの位置の条例の改正を提案するのでしょうか。お願いいたします。

○議　　長　町長。

○町　　長　特別多数議決の再質問でございます。

条例の提案につきましては、先ほどご回答したとおり、基本設計、実施設計が終了し、具体的な建設費が出て、その建設を実施するというふうに決めて提案をさせていただくときに併せて特別議決の提案もさせていただきたい。現在においても、その場所で建設するという決定をなされているわけではございませんので、それらも含めてどういう形の中で進めていくのかという部分でございます。併せて、合併推進債の期限内であれば、当然財政的な確保は可能であるというふうに考えてございますので、その範囲の中で進めていきたいというふうに考えてございます。現在からしますと、あと３年半以上も先の話でございますので、現段階においてその条例案を提出するのが適正なのかどうかというのは先ほど言いました行政判例ですとか逐条解説、または他の町村の部分においても、網走等々特殊な部分はございますけれども、通例でいきますと大体そういう中で進めているという部分でございます。何の権限というか、根拠に基づいて予算を上げるなという部分につきましては、令和４年から進めております検討委員会の中で進めてきている構想案、そして基本計画案に基づいて次の段階へ進めていきたいということで議会に提案させていただいて、議決をいただいて、初めてその作業に入れるという部分でございますので、それらの法、または条例に基づいた中で進めてきてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　町長、基本設計、実施設計後に特別多数議決ですね、それを取るというお答えなのですが、それはめどとしていつ頃の予定なのでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　特別議決、併せてその建築費等々の提案をさせていただく時期については、令和８年３月議会を今めどとして計画を立てて進めさせていただいているという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。
○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　町長、令和８年３月ということは、第１回目の定例会ということになるのですね。それまで２年を待つということなのですね。多数議決の間まで。そうなのですね。その間、特別委員会の委員長も言っておりましたが、今の段階で何も決まっていないのを、どんどん、どんどん先行するというようなことになりませんでしょうか。２年ですよ、町長。その間、議会もこのようにいつもいろんな対立した関係になる、町民もぎくしゃくとした関係になっているところもあるのです。私は、町長、一刻も早くこの特別多数議決をして、きちんと整理した上で進めるべきと思っております。
それと、先ほど町長、例えば条例を提出して、規則に委任するのはあやふやだということなのですが、何も規則に委任して、規則である程度想定した予定日を決めればいいことなのではないでしょうか。それがあやふやだから、条例を制定するのをためらうという理由には私はならないと思いますが、いかがでしょうか。
○議　　長　町長。
○町　　長　加藤議員もご承知だと思いますけれども、条例においては基本的には施行日というのは定めて条例をつくっていくというのが基本であります。それが３年半なり４年後の条例を定めるということについてでございます。我々の職務としては、それぞれ任期というのがございます。その中において、その先までのことを提案してよろしいのかどうかという部分も当然あろうかと思ってございます。まだ実施する、しない、実施に向けて今動き出してはいますけれども、まだ最終的な決定になっているわけでもございませんので、そこら辺も含めて、行政判例等でも出ているとおり、やっぱり実施をするということの建設費の提案に当たってが一番適当なのかなと私は考えてございますので、そういうことでご説明をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。
○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　今までの町が発行した広報について、この特別多数議決のことについては、町長、触れていませんよね。町民の間では、もう既に決まったのですねという意見をよく聞きます。中小で決まったのですねと。確かにいろいろ広報を見ますと、そういうふうに受け止められるのではないでしょうか。私は、広報の記事の中にまだ法的には決まっておりませんというきちんとした明確な説明をする必要があるのではないかと思います。

それと、施行期日のことで町長言っておりましたが、網走市もさいたま市も規則に委任しております。それで、さいたま市の場合は何年度に予定していますということを明記しておりますので、それは法的に技術的に十分に実行できるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　基本計画で決定しているという部分については、まだ書いてございませんけれども、法的な部分のある部分等々については、今後もまだ広報等に出していきますし、ホームページ等でも表示していきますので、それらについては明記するべきものは明記させていただきたいと思ってございます。

特別議決については、加藤議員、いろいろ考えられている部分もあると思いますけれども、私の現在の立場としては先ほども言いました令和８年３月が適当なのだというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　町長、今後発行する記事には、法的なことを明記するということですので、それは今後ぜひ進めていただきたいと思っております。

令和８年３月というお答えなのですが、どうなのでしょうか。町長、もう一度お聞きします。一刻も早くこの条例を提案すべきと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議　　長　町長。

○町　　長　加藤議員のご質問でございますけれども、現在私が考えている部分については変わることなく令和８年３月を今目標にこれからの作業を進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　今後議会の運営を行う場合、この問題が宙ぶらりんのまま２年弱の歳月が経過することになるのですが、私はこの状態は普通だとは思っておりません。今後に向けて、町長は令和８年と明言しておりますが、私としては一刻も早くこの条例を提案して、法的な位置づけを明確にしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議　　長　３番、加藤君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１１：０７）

再　開　宣　告（１１：１５）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

２番、高田君。

○２　　番　私は、２つの項目につきまして質問いたします。

まず、１点目でございますけれども、教育遺産の保存についてでございます。上湧別地区小学校４校は、令和７年３月末で閉校となります。それぞれの小学校は、１世紀あまりの幾星霜を乗り越えて、歴史と伝統を築いてきました。まさに本町の教育の実践の場として人間形成に多大な貢献があったものと思います。

この積み重ねてきた歴史の中で、各小学校には貴重な資料文献や歴史遺産が数多くあるのではないかと思います。このまま放置することにはならないと思うところでございます。今後も受け継いでいく必要があるのではないかと考えますが、このことに対しましてどのようなご所見をお持ちかお聞きをしたいと存じます。

２点目であります。教職員の人事についてでございます。今年度の湧別義務教育学校の教職員の異動数は、大変な多さになりました。通常では、あまりないのではないかとお聞きをしております。定着するまでには数年かかるとも言われております。現場では大変なのではないでしょうか。

オホーツク管内は、北見市主導の人事で、経験豊富な教師は地方にはなかなか集まらないとのことでございます。教育は人なりといいます。子供たちの側に立った教育を目指すための人事は難しい現実があるのではないかと思いますが、今後の教職員の人事についてどのような方向性をお持ちであるかお聞きをしたいと思います。

以上であります。

○議　　長　教育長。

○教 育 長　高田議員の１点目の教育遺産の保存についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

上湧別地区における義務教育学校につきましては、地域の皆様の特段のご理解とご支援をいただき、来年４月に新たな義務教育学校を開校する予定となっております。この開校に向けて、昨年度より校舎の新築工事に着手し、おおむね工事を完了しているところであり、現在上湧別中学校の改修をはじめ、外構工事やグラウンド整備を進めることといたしております。

新たな義務教育学校の開校により、上湧別小学校、中湧別小学校、開盛小学校、そして富美小学校の４小学校と上湧別中学校につきましては、令和７年３月に閉校することとなりますが、議員おっしゃるようにそれぞれの学校が多くの歴史と伝統をこれまで築いてきた中で、貴重な資料や遺産も数多く残されていると認識しております。

平成30年に閉校いたしました芭露小学校、湖陵中学校、そして昨年閉校いたしました湧別小学校及び湧別中学校におきましても、数多くの資産、資料や遺

産があり、地域、保護者、学校などとの協議により新しい学校に引き継げるものは引き継ぎ、町の財産として保存すべきものは教育委員会として保存してきたところであります。

上湧別地区におきましても同様の取扱いといたしたいと考えておりますが、小学校、中学校、それぞれ１校ずつの閉校であった芭露学園、ゆうべつ学園とは異なり、上湧別地区義務教育学校は４小学校及び１中学校の閉校となります。そのため、その教育指標も含めた歴史遺産は膨大な量でありますので、今後においてそれぞれの学校や地域、学校運営協議会などで現状を把握した上で適切な保存方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、２点目の教職員の人事についてのご質問にお答えをいたします。教職員の人事でありますが、昨年４月に義務教育学校ゆうべつ学園が開校いたしました。新しい学校をスタートさせるには、教職員人事が極めて重要であると考えております。このことから、開校２年前から湧別小学校、湧別中学校の全ての教職員で組織する開校準備委員会を組織し、開校に向けて準備を進めてきたところであります。令和５年４月にゆうべつ学園がスムーズなスタートを切るには、準備に関わっていただいた教職員に開校時にもいていただくことが必要であります。そこで、開校時に異動基準年数を迎える教職員については、できる限り１年異動を延期していただくようオホーツク教育局とも協議してきたところであります。このことから、６年度人事につきましては、５年度当初において異動を延期した教職員も含めての人事異動となっていることも要因であります。また、６年度に基準年数を迎え、さらに５年度末をもって退職をする教職員なども重なり、入替えが多くなっております。しかし、現場では開校のために準備してきた思いをしっかりと引き継いで、引き続き大切にしつつ、よりよい学校となるよう管理職のリーダーシップの下、職員一丸となって取り組んでおります。

また、経験豊富な教職員は、地方にはなかなか集まらないということでありますが、オホーツク教育局管内公立小中学校人事異動実施要綱が定められており、管内の市町村を斜里、網走、北見、遠軽、紋別の５ブロックをそれぞれ経験することとなっております。したがって、特定の地域に経験豊富な教職員が集まるということはないものと考えております。

議員おっしゃるとおり、人事は非常に難しい現実がありますが、今後においては上湧別地区の義務教育学校の開校が目前であります。まさに現在開校に向けて５校の教職員は準備委員会において２年目を迎え、スムーズな開校ができるよう現在作業を精力的に進めていただいているところであります。

いずれにしても、子供たちにとって最善の人事配置となるよう、今後もオホーツク教育局としっかり協議をしてまいりたいと考えております。

以上、高田議員への回答とさせていただきます。

○議　　長　２番、高田君の質問が終わりました。

次に、６番、酒井君。

○６　　番　私のほうからは、新庁舎の建設についてご質問させていただきます。

新庁舎建設については、多くの町民が注目している問題でございます。その中には、現上湧別庁舎の活用についても議論をされているようでございます。私が考えるには現庁舎は昭和62年に竣工された施設であり、耐震補強工事を行っていても建物の寿命そのものを延ばすものでもありませんですし、利用できる期間は長くはないわけでございます。また、施設も老朽化し、維持管理費用の増加が見込まれますし、高齢化が進む現代においては、高齢の方や障害のある方にとっては利用しにくいという問題を抱えていることになります。

正直私は、基本構想案が提示されたとき、将来にわたって持続可能な町を維持するためには集約型の町への移行が必要であり、それも日常生活に必要な施設を有するＴＯＭ周辺に役場庁舎ができることが将来的に湧別町が持続可能な町として残ると考えておりましたし、現在もその考えに気持ちは十分と残っております。

ただ、その気持ちを固執し続け結論を長引かせることよりも、新庁舎建設に係る町の負担を有利な合併推進債を利用することで、少しでも事業費が抑えることができる今だとも思いますが、今後発生が懸念される災害に対応できる耐震性を備えた庁舎を基本構想案で示された場所において早急に建設すべきと考えます。

しかし、昨年９月の調査特別委員会の中で刈田町長は、否決された場合、これから代案を考えると合併推進債の発行期限に間に合わない、現在の上湧別庁舎に残るしかないという見解を示されておりましたが、私は集約化検討委員会においての答申どおり、庁舎の集約化は中湧別地区においてぜひ実現をしていただきたい、そういう思いであります。

そこで、質問でございますが、基本計画素案で示されました総事業費が多額にあり、今後の人口減少を考えたとき、あるいはこれからの人たちの税負担が重くのしかからない程度の庁舎計画とすべきと思いますけれども、いま一度再考願えないものか、町長にお伺いいたします。

以上です。

○議　　長　町長。

○町　　長　酒井議員の新庁舎の建設についてのご質問にお答えいたします。

私が町長に就任した後、令和４年度より取り組んでまいりました合併からの懸案であります庁舎の集約化に係る新庁舎の建設についてであります。議員同

様に私もＴＯＭ周辺に庁舎機能を一体的に整備できる町有地があるならば、そのような提案になっていたのかもしれません。しかし、現状ではその条件に合う用地もない状況であります。議員がＴＯＭ周辺を強く熱望するのは、やはり中湧別市街地の活性化、この思いからではないかと拝察するところであります。

先ほど加藤議員への答弁にありますように、ＴＯＭ周辺、元の中湧別駅跡周辺は中湧別市街地の１等地であります。私としましても、庁舎建設による活性化策ではなく、ほかにもっと違った形の活性化策が必要でないかと考えており、現在商工会と協議を進めているところであり、近いうちにお示しをしたいと考えております。

議員が懸念しております上湧別庁舎を継続利用することについてですが、確かにまだ使える期間はあろうかと思いますが、10年後から二十数年後には庁舎建て替えの議論がまた必要になってくるものと考えているところでございます。基本構想を検討していただいた検討委員会でも同様の議論となり、改修よりは事業費はかかるものの、30年先を見据えたまちづくりを考えたとき、使える財源があるならば地理的に本町の中心に位置する中湧別地区に庁舎を新築、整備すべきと答申されたものであります。町としまして、この答申を重く受け止め、現在の新庁舎建設基本計画の策定に至ったところであります。

この計画を進めるに当たり、議員が心配される事業費についてでありますが、庁舎整備のほか、中湧別小学校の有効活用を図るための校舎改修費用が合算された事業費となっておりますが、今後の基本計画、実施設計の中で事業費の削減に向け詳細に検討を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、酒井議員への回答とさせていただきます。

○議　　長　６番、酒井君。

○６　　番　先ほど加藤議員が様々な質問をなされておりましたので、私簡潔に質問したいと思っております。

今いろんな議論が続出しておりまして、多分町長も町民への説明会あるいは議会の説明とかいろいろ大変な感じがあるのはよく分かりますが、ところで議論というものは様々もちろんあるわけですが、そのいろいろ協議事項に関しまして、先ほど加藤議員も質問の中で言っておりますけれども、町長自身はこの庁舎問題について、真剣に、本当に十分に今現在協議をしているというふうにお思いですか、お聞きします。

○議　　長　町長。

○町　　長　酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

新庁舎の問題につきましては、現在の分庁舎方式に変わった時点において合併10年後をめどに庁舎の集約化を行い、本庁舎・支所方式に移行していきたい

というような方向から現在に来ているところでございます。その内容について、いろいろコロナ等の期間もありまして、なかなか町民と協議できないという状況があったところでございますけれども、令和４年３月議会において検討委員会の設置をしていただきまして、その時点から庁舎の集約化に係る検討をさせていただいたということでございます。その部分については、その間いろいろな一般質問、またはまちづくり懇談会等々で庁舎を集約すべきだろうという部分だとか、その財源があるうちに進めなさいとか、いろいろなご意見がございました。場所についてはいろいろ、現庁舎を活用した中でやる、ＴＯＭ周辺がいいのでないかというようなご意見がありまして、いろいろ進めてきているわけでございます。

町としましては、町の規範条例であります自治基本条例に基づいて検討委員会を設置して説明会を行い、さらにはパブリックコメントも実施してございますし、さらには町民懇談会においてもそれらの庁舎に係る部分の説明を、資料をもって説明をさせていただいてきてございます。それが基本構想の時点での説明会、さらには今回基本計画における説明会ということで進めてきてございます。町の中でできる部分については進めてきているというふうに考えてございまして、その中においてまだご理解いただけない部分、いろいろな考え方がございますので、全ての方が賛成ということにはなかなかならない部分があるのだというふうに思ってございますけれども、その手続の中でその方法において町の定めの中に従いながら今現在進めてきている状況でございますので、その辺ご理解をいただいて、この庁舎問題についてはもう合併してから15年経過してございます。これがいつまで続くかという部分でございます。今いろいろな問題、両町の合併以後、いろいろ一本化するものもずっと進めてきてございます。現在特別養護老人ホームの法人も一つに今統合されるような状況になってございます。これが合併後において15年経過して、この問題を解決する、進めていくのが我々の使命だというふうに考えてございます。新たな場所において若い人たちが新しい湧別町をつくっていくためにも、これらの問題を今解決して進めていきたいという思いで今進めていることでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　６番、酒井君。

○６　　番　再質問させていただきたいと思います。

今月の広報に載っておりましたけれども、庁舎の基本計画、その中で特に合併推進債が約24億円ぐらいというふうになっております。これは、借金みたいな感じのものですが、現時点の話ですけれども、この社会情勢によってはいろいろ、例えば建築資材が高騰してきたりとか、いろいろなことがもちろん起きてくるわけでありますけれども、いろいろ費用等含めて、それをもう少しぎゅ

っと凝縮したような中でコンパクトな庁舎を造って、そして町民が安心できるような、ほっとするような、そういうような考え方というのは、これは町長、おありですか。それとも、別にそんなことは考えていないということでしょうか。

といいますのは、北見市の辻市長が言うには、今北見のほうはいろんな面で財源が大変だと。その中に合併推進債の返済が入ってきたと。あそこは、端野と留辺蘂の合併で費用も非常に大きいものがありますけれども、私が心配しているのはそういう借金が若い人にまで後々ずっと残るようだったら、この町もなくなるかもしれないようなところまで続くのかなと、そういう心配もあるものですから、できるだけ凝縮されたコンパクトな庁舎を造って、そして費用のかからない、そういうコンパクトな庁舎をこれから検討するというふうな考えはございませんか。

○議　　長　町長。

○町　　長　今回の新庁舎の基本計画にのせてございます財源の部分でございます。

庁舎の建設の考え方としては、今酒井議員言われるとおりコンパクトなものにさせていただきたいということは常々進めてございますけれども、国が定めるような基準からいくと大分コンパクトにしているというつもりでございます。

今回新たに新庁舎の建設と中湧別小学校の再活用を考えてございまして、その部分が14億円というふうになってございます。新庁舎だけでいきますと30億円でございます。今の現状の世間の情勢でいきますと、資材等々、建設費等々非常に高騰してきているというような状況でございますので、その部分については具体的な設計をしていかなければ最終的な金額が出てこないと思いますけれども、その部分については当然お金をかけない中で実施していきたいというふうに考えてございますので、そこら辺についてはこれから詳細になっていくところについては極力経費を落としていきたいというふうに考えてございます。

今回進めさせていただいている部分については、庁舎が30億円と、中湧別小学校の改修の部分、当然中湧別小学校は廃校になります。その部分、何かに活用していかなければならないというのも含めて、併せて今進めると一緒に合併推進債も借りれるというふうに考えてございますので、そこら辺を含めて計画とさせていただいてございます。

また、財源でございます。合併推進債、過疎債、または緊急防災債とか、いろいろな部分を活用した中で進めてございます。報道等で北見市の財源ですね、いろいろ市としての財源不足に陥るような話も出てきてございますけれども、

現在湧別町でシミュレーションしている部分については、今44億円で約20億円が交付税等々で返還される部分でございますので、残り24億円を25年から30年の間に返還していくということであれば、毎年１億円の償還というようなことになっていくと考えてございます。現在の湧別町の財政状況、または毎年の財政の状況等々を含めますと、十分に償還していける部分でございますので、今進めております一般の施策等々に影響を与えるものではないというふうなことで考えてございますので、その辺はご理解いただければなと思ってございます。

○議　　長　６番、酒井君の質問が終わりました。

次に、４番、村川君。

○４　　番　それでは、さきに通告しております一般質問の要旨説明を行います。

新庁舎建設等基本計画に対する住民説明会での町民の意見をどのような視点で捉えているのかについて質問させていただきます。

新庁舎基本構想案、基本計画等の住民説明会があり、ともに４会場で行われました。その４会場全体100名程度の出席者の中で、庁舎建設に賛成との声は四、五名程度で、大半の方は中小跡地は反対であると明確に発言しております。合併推進債ありきで将来を見据えていない大規模な施設であり、大きな費用を見込んでいることに、さらに早急にやらなければならない医療をはじめ、他のインフラ事業、子育て、高齢者対策、湧別町をこれ以上衰退させないための特化した施策が必要との意見が多数であったこと。そのためには、一時立ち止まって現庁舎の活用を考えるべきであるとの意見が強かったと思っております。

私は、この説明会に全参加し、町民の皆さん方の意見を聞かせていただき思うことは、この案件については町民への説明が行き届いていなかったこと。その理由は、これだけの建設予算を使うのに文書、ホームページでの説明だけだったことが大きな要因と考えます。行政は、もっと細かく、戸々を回ってでも説明に歩くべきだったと思います。理由はともあれ、これだけ大勢の町民の反対がある中で強引に進めることに違和感を感じ得ません。早期に庁舎の位置条例を提出し、解決すべきと思いますし、新庁舎建設地が決定していない中で根拠のない予算を議会に提案すべきではないと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議　　長　町長。

○町　　長　村川議員の新庁舎建設と基本計画に対する町民説明会での町民の意見をどのような視点で捉えているかについてのご質問にお答えさせていただきます。

新庁舎建設と基本計画案に係る町民説明会につきましては、４月30日、５月

１日、５月７日の３日間の日程で町内４会場において開催し、実人数で103人の方に参加していただいたところであります。参加者からは、庁舎整備の前に町道の整備、除雪の充実、水道施設の更新、福祉施設対策などを先にやるべきではなどのご意見をいただいたところであります。会場においてもお答えしたところでありますが、いただきましたご意見に係る施策については、これまでも取り組んでいるところであり、あくまでも庁舎整備とは別の課題として捉えており、今後も必要な施策は計画的に取り進めていかなければならないと考えているところであります。

また、合併推進債ありきではとのことでありますが、令和４年３月定例会にて議決をいただき、庁舎等検討委員会の設置に始まり、これまで２年にわたり現在の分庁舎方式を見直し、庁舎の集約化について検討を重ねてまいりました。検討委員会においても、現庁舎改修などを含む複数のパターンを比較した上で、最終的に中湧別地区に庁舎を新築整備するとの答申に至ったものであり、現在進めています集約化に向けた計画は決して合併推進債ありきで始まったものではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

議員おっしゃる町民への説明が行き届いていないのではないかとのご指摘ですが、町としましては自治基本条例に基づく町民参加の方法であります庁舎等検討委員会の設置、町民説明会の開催、パブリックコメントの実施などを行うとともに、町の広報、ホームページ、まちづくり懇談会などを通じ説明をしたところであり、今後においても町民の皆様に説明を続けていかなければならないと考えているところでございます。

早期に庁舎の位置条例の提案をすべきとのことでありますが、先ほどの加藤議員への答弁と重複しますが、私としましては建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないとあります行政実例も踏まえ、基本設計、実施設計の完了後に建築に係る予算を提案する段階など、しかるべき時期に提案したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、本定例会で補正予算を上程しております基本設計及び実施設計に係る設計委託料につきましては、これまで行政機能の集約化のため策定してまいりました庁舎等集約化基本構想及び新庁舎建設等基本計画を踏まえ提案するものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、村川議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　昼食等のため午後１時まで休憩いたします。

休　憩　宣　告（１１：４９）

再　開　宣　告（１３：００）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

４番、村川君。

○４　　番　町長から町長の考え方、ご答弁いただきました。

私は、町民の意見をどのような視点で捉えているのかという質問をさせていただきました。この庁舎問題について、町長はパブリックコメントなり書面、説明会等で説明をしました。これも参加者が100名前後であって、それでよしと本当に捉えているのか。また、基本構想のときの住民説明会だってほとんど少ない数の集まりであったというようなことで、参加している住民については内容が全く分からない状況にあったということの中で、次回はもっと参加者を増やそうとかという努力は何か見えてこないのです。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、町長は立候補したときに公約の中で町民との対話をどうしていくというふうに答えたのか。まず、町長の口から立候補当時の町民との接し方、それをどのように町に反映していくかという部分について、町長にまずその部分をどの程度重視しているのか、再度立候補当時の説明をしていただきたいというふうに思います。

○議　　長　町長。

○町　　長　新庁舎の検討の部分でございます。

構想案、または計画案において説明会、またはパブリックコメントを行ってございます。参加人数が少ないというのは、なかなか非常に残念なところではございますけれども、それなりの多くの方が参加していただいているというふうに考えてございますし、そのほかにもまちづくり懇談会において構想案の経過、検討委員会の経過からここまでに至る部分を２か年にわたって検討委員会、まちづくり懇談会においても説明をさせていただいてございます。

私が町長選挙に出た公約の中で、町民との対話を重視してまちづくりを進めるというのはそのとおりでございます。いろいろな場を設けさせていただいたり参加させていただいて、対話をさせていただいているというふうに考えてございます。いろいろな機会に応じて、その時々の問題ですとか懸案的なものもお話をさせていただきながら進めさせていただいておりますので、ただ一人一人個別でということにはなりませんので、そういうことも含めていろいろな機会を設けておりますし、いつでも呼んでいただければそちらに出向いて協議をさせていただくというようなことで出前講座的なものもやらさせていただいておりますし、何回か出向いたこともございますし、いろいろな面において対応させていただいているということでございます。新庁舎の建設等の基本計画においても、至る場においてもそういう話をさせていただいておりますので、多くの場で協議をさせていただいているというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　それは、町長の一方的な考え、思いであって、町民が理解しているのであれば、もっともっと参加者も増えているし、そして参加者の中の意見だって最低限７割以上がこの庁舎問題に不満を持っているわけなのです。どこを町長が町民の声を重視するのか、その３割を重視するのか７割を重視するのか。一般的な首長が考えることは、やっぱり町民が安心して暮らせるまちづくりという町長自らうたっているわけで、安心させるためにはどうなのかと。そういうことは全然考えているような様子が一つも見受けられないし、加藤議員、酒井議員の答弁についても全く淡々とした、自分思いの答弁しかされていない。自分の思いだけで行政運営できるのであれば、議会も何も要らないわけだ。そのことを全く軽視した形で進めてしまっているのではないかと思いますし、位置の条例についても８年３月、これ道だって少なくても位置の条例が明確にならない、見通しが立たない場合は、予算は出すべきでないというのが道の見解なのです。道にもいろいろ聞いているという話はしているけれども、私だって道のほうにちゃんと聞いて、その見解調べているのです。

これ、法律ではいつやってもいいという形になっているけれども、町長、一般良識を考えたときに、やっぱり全体が考えていることが軸になるのではないですか。だから、こういうことが町民に本当に説明されていない。加藤議員からも、庁舎の問題で広報に載せた関係についてもそう。まずい面は全く出していないと。まずい面もいい面もみんな出して、町民に理解求めるのが町長の役割でないですか。

これ、町民がこれだけ大きな運動を起こし、全体的にいったら大変な大きな問題に今後なっていくと思う。それらを踏まえたときに、位置の条例は８年３月ですよと。よくそういうことがこの公の場で言ったことが、私は全く理解できない。なぜそこまでこの位置の条例にこだわるのか、こだわる理由は何かあるのか答弁願いたい。

○議　　長　町長。

○町　　長　村川議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁等々、淡々に答えているという部分でございますけれども、庁舎の部分、もともとのスタートにつきましては庁舎建設がスタートではなくて、集約化をしていくということが最初の議論になってございます。その中で検討委員会を設置して検討いただきましょうというのが議会全会の一致の中で進めてきている部分でございます。検討委員会の中で将来のまちづくりを考えたときには、庁舎を本庁舎・支所方式として集約化をすることがいいだろうと。そして、２点目には集約化の場所については新しい町の中心である中湧別地区に新庁舎の建設ということの答申をいただいたことから、今までの流れの中で場所としては町として定めたのは中湧別小学校跡地を活用して、小学校も活用し

ながら進めていくという構想を出させていただいて、それに基づいて今まで議論をさせていただいてきているという状況でございます。

集約化に係る部分につきましては、今の分庁方式を取り入れたときから合併10年をめどに集約化をしましょうというような方向から進んできておりますので、その方向を考えながら、今までの一般質問、またはまちづくり懇談会等も含めていろいろなご意見をいただいて、集約化は早く進めるべきだろうと。さらに、その集約化に係る、当然建設なり改修が必要になってくるので、それに係る部分の財源については合併推進債の期限内で進めるべきだというご意見が多数あったものですから、その中で進めてきているということで、検討委員会においてもそれらを重視しながら検討を進めてきていただいたというふうに考えているところでございます。

これらの内容について町の方針を出して、構想案で住民説明会、パブリックコメント等も実施しておりますし、まちづくり懇談会においてもそれらの経過を踏まえて説明をさせていただいたということは先ほどからも重々説明をさせていただいた部分でございます。その中で反対、賛成、具体的に賛成、反対、意見のみという方でおります。町のほうでその内容に分析している部分については、賛成と発言した方は８名、反対と発言した方は10名、意見のみの方が10名というような内容だというふうに我々は把握しておりますけれども、賛成の方については計画に賛成でございますので、なかなか発言は少ないのかなというふうに考えているところでございます。

それと、条例でございます。先ほど加藤議員にも言いましたけれども、今地方分権が進んでございまして、道のほうもなかなか見解というのは出していただけない部分でございます。自治法に定める第４条の逐条解説等々、または行政判例等々でいきますと、やっぱり実際に建設する予算、または建設が終わって、その場所を変えるという時期を定めた中で条例を提案するのが基本だろうということは今までのいろいろな実例、判例、または道内の各市町村等々の実例を見ますと、やっぱり実施設計終了後、建設費を上げる段階においての提案が非常に多い状況でございますので、その状況を踏まえながら私たちはその中で進めさせていただいているということであります。

私が強引にこの問題を進めているという問題でなくて、これは今やらなければ、この後非常に将来において後悔をするだろうというようなことで、私が町長になりまして、令和４年３月にこの設置条例を設置させていただいてから進めてきてございます。最終的には、終わりのある、期限がございますので、この中で進めていかなければならないという部分もあって進めさせていただいていますので、当初からご説明しているとおりのスケジュールの中で進めさせていただいてございます。

町民の皆様にご理解いただけるように、各いろいろな機会を設けながら説明をさせていただいてございます。その部分が足りないというのであれば、まだまだ説明をさせていただきますけれども、その場その場においていろいろな形の中で今進めております。それが今の計画として今回広報に載せさせていただいてございます。その議決については、前の構想の段階でもたしか載っていると思いますし、その部分が足りないのであれば今後まだまだ載せていく考えでございますので、その部分はパブリックコメントの答弁の中でも入れていると思いますけれども、もっと具体的に記入が必要であるというのであれば、それは載せさせていただきたいというように考えてございます。別にこの検討委員会から今までにわたる経過について、何物も隠し立てしているものでもありませんし、全てオープンで進めさせていただいてございますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　こんなの議論しても堂々巡りではあるけれども、町民の皆さん方は大きく動いているということからして、まず町長、正当に行っている、行っていると言いますけれども、庁舎の基本構想の段階で間違った説明しているのです。この庁舎を直したら29億円かかります。ＴＯＭを直したら40億円かかります。そういう説明を、どこでどういう試算をしてその金額を出して、基本構想検討委員会にもそういうきちっとした説明されていないでしょう。実際にそんなにかからない。我々だっていろんなところ調べている。まず、そこから始まり。基本構想の検討委員が３案を出したよと。なぜこの１案しか説明ないのだと。検討委員からそういう質問をされたのを町長だって知っているわけでしょう、若い検討委員から。なぜそういうことも、ＴＯＭの周辺という問題もあると、なぜそういう案も出さなかったのだと。だから、基本構想の検討委員だって反対している人が何人も出ています、今。今建設検討委員なんていうのは、ほとんど会社関係、ざっと見てその人たちが多いわけだ。これが公平なやり方だと町長が言うのであれば、大変なことだと私は思います。

私、長く議会議員やっている。本当に湧別町でもフラワーパークのとき、いろんな異論が出て、加藤町長はそこで辞退したと。やっぱり町民に沿わないということが見えてきたときには、首長って将来の町の財政抱えて町民の面倒見ていかなければならないのだから、そういう腹構えというのは絶対必要だと。それなくして、町長はやれないと私は思っているから。

それと、元へ戻ってしまうけれども、合併のときに両庁舎を使えるうちは使うというのが合併協議の決定事項、これはもうずっと言ってきて、再三言ってきているはずだ。それと、今町長が言う集約化、あの十何年前と、今はデジタル化だよ。集約する何物もないのです。家からでも仕事できる、家からでも勉

強できる、そういう時代なのです。それと、町長は立候補の中で庁舎を建てますなんて一言も公約で触れていない。なぜ急遽こういうことが出てきたのか。出さなければならない何か理由があるのか。それと、30年、50年見据えてと言いますけれども、10年見据えたときに、今このような大きな庁舎なんか必要ないのです。近隣町村がみんなそうでしょう。総額で25億円前後、いろんな事業を受けて手出し７億円とか、10億円以下の手出しで庁舎やっている。うちは、遠軽の人口の半分もないのに、遠軽と同じ事業費かける。学校跡地、学校を利用する、それも分からないわけではない。だけれども、これも検討委員会の説明会で住民から出ている、庁舎は新しく、庁舎に関連する学校が何十年もたって、今14億円で直しても、またすぐ何十億円もかかるだろうと。その辺をずっと考えてやったのかと。10年たったら6,000人切るのです、湧別町は。時に今の135名の職員を置く庁舎が今時点で必要なのか。一年一年、目に見えて減っているのです。町長は、財源があるから１億円ぐらいの返済はしていきます。これ、税収がどこまでもこのまま続くはずがないわけでしょう。人口は減る、１次産業だってどういうふうに変わるか分からない。今三十八、九億円の国からお金入っているけれども、これだって今国の状況はとんでもない状況になってきている。これが変わってくると、財政的にも相当変わってくるはずなのです。今せっかくの町が、ＴＯＭを中心にまちづくりができているのに、なぜその町の形態、コミュニティを壊さなければならないような、お金を使ってそういうことにしなければならないのか。こういうことは、町民の人たちは何も知らないのです。いや、この庁舎を29億円かけるのだったら、当時39億円ですか、39億円かけて新しくしたほうがいいよ。単純にお金の問題でしか判断していないです。

町長、やっぱり住民の全体の意見をどういうバランスなのか、首長としてそのバランスを考えながら、これを続けるべきなのか、一回立ち止まって……。これ、一回立ち止まって考えるべきというのは、各自治会の懇談会、説明したときにもそういう意見出ているでしょう。立ち止まってはどうなのだと。人間、突っ走るだけが脳でないと思う。それだけの能力を人間に与えられている。やりたいことはどんなことをしてもやりたい、そんな世の中ではないのです、今は。

今の位置の条例にしたって、１人潰せ、２人潰せと、８年３月までには全部潰れるだろうと。これだって、その住民を代表している議員が周辺からとんでもない圧力かかって、本当に奥さんも大変だと言っている人たちもいるのです。そこまで町民を惑わせて、それでもまだやらなければ駄目だというのか。位置の条例決まれば、すぐ決まることでしょう。町長、自分の家建てるのに、場所も決めないで予算つけるの。設計するの。全く違う話でしょう。人のお金でや

るのだから、なおさらそこは慎重にかからなければならない部分だというふうに私は思っています。

私も何十年も議員やらせてもらった。こんなこと、過去初めてです。これだけ大きくもめていて、入る職員にしたって、新しい庁舎だから気分よく入れますか、この町民の意見。議員だってそう。賛成します。自分の周辺がどれだけ反対しているかというのをちゃんと把握しているのかと。把握していないでしょう。自分の足元で反対している人が何人も大勢いる。それだけこの庁舎って多額な予算かけてやるということにやっぱり時間が必要だということの認識、これが甘かったのでないかと私は思いますが、同じ答弁だと思うけれども、再度答弁してください。

○議　　長　町長。

○町　　長　新庁舎建設等に係る基本計画に対するご質問でございます。

町長選挙の出馬のときに公約として新庁舎を建てるという公約はない、それはそのとおりでございます。そのときの話では、町民と協議をしながら、その方向性を出していくという方向を出させていただいて、出馬をさせていただいております。そのことから、令和４年３月に検討委員会を設置させていただいて、議論をいただいたということであります。だから、私が最初から新庁舎を新築するということは一言も発したことはございません。副町長時代においても、この庁舎の改修を行って、集約化をしないで実施するような方向で進めようかという方向では一時なっていたことは確かでございまして、その後今回の令和４年３月の検討委員会で検討いただいた部分の中で初めて本庁・支所方式で、そして町の中心である中湧別に新築整備という言葉が出てきたのが初めてでございますので、その中で初めて新築という言葉が出てきたのは令和５年１月でございます。答申をいただいたのが１月でございますので、そういう中身で進んできているところでございます。

その場所につきましても、構想案の中でどこにしましょうかということにはなりませんので、町として２つ出されました。少数意見として上湧別庁舎という意見はありましたけれども、おおむねの委員さんは中湧別に庁舎を持っていくべきだろうということの中で答申をいただいたというふうに私は理解をしているところでございます。その中で町として今後のまちづくりを進めていく、また中湧別小学校の閉校に伴う中湧別小学校の跡地の活用等も含めていくと、やっぱりあの場所に造って跡地の活用も進めなければならない。また、ＴＯＭ周辺については、先ほどもご答弁させていただいていますけれども、どうしてもその庁舎を整備するには場所的に用地が少ないというようなことから、あの場所については中湧別の１等地でございますので、その中であの周辺のまちづくりについて十分検討して整備をしてきたいということを申し上げたところで

ございますし、基本的には合併後の町の中心地である中湧別地区という答申に基づいて、どこにするかという部分でございます。いろいろな部分であります中湧別、ＴＯＭ周辺。私も最初はＴＯＭ周辺、何とかならないのかということで随分検討はさせていただきましたけれども、どうしてももともとあの用地にＴＯＭですとかグラウンド、または温泉、そして病院というようなものが中心部分に建ってしまったものですから、なかなか用地が確保できないというのは間違いのない話でございます。高層ビルを建てて入るという方法もないわけではないでしょうけれども、それらの部分の経費がかかるということでございます。検討委員会で出した資料が間違っているのではないかとか、そういう部分があります。実際に設計をしているわけではございませんので、ある程度の大きさ、またはそれらの面積、その改修内容によって試算をさせていただいてご説明をさせていただいてございまして、その中で検討委員さん方が判断いただいたと思ってございます。

その場所に係る条例の提案でございます。この部分につきましては、いろいろな実例がございますけれども、基本的に多い実例についてはやっぱり実施設計ができて建設するという予算の提案を行うときが一般的だというふうに思ってございますので、それに基づいて私は提案させていただきたいと思いますし、これを何が何でも進めなければならないというふうに思っているわけでもございません。これは、今までの２年間の経過で皆様いろいろ検討いただいていますし、いろいろなご意見をいただいた中で私なりに判断させていただいた中で今進めるのが将来にわたって必要だろうということであります。この後に、またいろいろ進めるにしても、やっぱり財源的なものがない。一番大きいのは、やっぱり財源というのを確保していかないと、物事、行政というのは進められないというのが多くございますので、それらを含めて今が最後のチャンスなのだろうというようなことで考えてございます。

この問題、合併して15年、合併した時点では両町の施設を使う、15年前ですから、まだまだ施設も使えるような状況でございましたし、湧別庁舎については耐震化改修がされていないというような部分もあって、その辺の改修が必要になってくるというのと、当時の合併による職員の数、そしてその後の人数等を踏まえていくと、両庁舎を使って行うのはなかなか厳しくなってきたということで分庁方式とさせていただいてきておりまして、将来にわたっては分庁方式を一本化するというのが今までの流れの中から、今回私がなってから今まで２年間協議を続けさせていただいてございます。これを２年間を無駄にして投げてしまうということではなくて、やっぱり将来に向かって今の中で進めていくというのが私の責務だと思ってございますので、今回予算も提案させていただいてございます。この予算の執行の中においても、またいろいろな議論がな

されるというふうに考えてございます。世界情勢が変化しまして、とんでもない金額になる可能性もないわけではございませんので、そこらを踏まえて将来を見据えた中で考えていかなければならない部分もありますので、その辺ご理解をいただいて、答弁とさせていただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　町長、淡々と自分の思いだけ答弁しているけれども、本当に住民の将来を見据えた、考えての答弁なのか。違うでしょう。酒井議員からも先ほど質問あったように、当初から使えるものは使うと。庁舎のみ最低限での、この10年を見越した庁舎を造るべきでないかという意見が、特別委員会だって６対４でわざわざ名前まで出しなさいと言われて、名前まで出すものではないけれども、賛成議員からそういう意見出て名前まで出して６対４という決定されているのです。なぜそのことをもう一回、町民の懇談会でも何でも、検討委員会でもそういう説明をしなかったのか。

賛成議員の中だって、教育委員会はさざ波ざでいいという意見も当初あったのです。さざ波から教育委員会抜いてしまったら、さざ波は何に使うのだと。これ、行革委員会からも相当いろんな、ＴＯＭの問題についてもいろいろ要望されていたわけなのです。教育委員会が一時湧別庁舎の２階に上がった。住民は誰も行かない。また、やっぱりさざ波は利便性がいいと。さざ波は子供たちがやっぱりあそこで音楽のいろんなことをやる、その帰り父母は教育委員会でいろんなことの相談をしたり、やりやすいという意見があって、また戻して現状にあるのです。保健センターにしたって、まだ20年足らずの立派なもの。あそこに当初はずっと福祉課がいて、住民も相談に行きやすい、大した利便性がいいということで言われていて、今現在だって説明会の中でもそういう意見が随分出ている。そういう活用していくと、本当に庁舎に四十何億円なんていう金かかるのか。いや、かかるのかでなく、かけるのか。かける必要がないものに金をかけている。

だから、近隣町村の建てている、それらを十分見て分かっているはずなのです。分かっているのに、そして10年先の人口を分かっているのに、なぜこれだけ大きなものを建てる。そういう部分がなかったら、我々は黙って賛成します。そういう問題の部分がたくさんある。36年で庁舎壊すところ、どこにありますか。全道探したってないはずだ、そんなところ。

それと、もう一回聞きますけれども、何も特別な問題なければ、位置の条例をこの予算と同じなぜ、当初からこの意見はずっと議会で議論されてきたはずだ。予算と同時に出しなさいと。出したら、何か不都合なことがあるのか、出せない都合があるのか。町長が今まで言ったことの答弁は理由になっていないから。何も、予算がめどたっている。位置の条例も定かでない。そうしたら、

提案すべきでないというのは道の見解です。事例、事例と言うけれども、実例なんて大半が、普通真っ当な町の考え方のやっているところは、予算提出する前に場所を決めて、そしてこの計画に入っていくのが通常なのです。法律ではないけれども。ただ、良識的な、特に首長として良識的な条例みたいなものだ。約束です、良識が。良識が約束です。法律では、建ってからでもいい。建ってからでもいいというのは、もう建てることは住民みんな賛成なのです。位置の場所が手続上時間がかかるということでなっていないだけのことで、それはもう庁舎建てることに賛成の方向で進んでいるところがそういう、それに当てはめた法律になっているのです。うちみたいに反対もいれば、いろんなことあった中で、こんなずるずるやっていく首長なんて、北海道中探してもいないと思っている、悪いけれども。ちょっと言い過ぎかもしれない。それは、町長の思いもある。それは、町長になった以上、自分の将来を見据えた思いを通していきたい。それは、町長の当たり前の考え方だと思う。でも、やっぱり住民がこれだけ動いてしまったら、投げておくわけにいかないでしょう、これ。住民感情、議会内の感情。そして、特に行政を監視していかなければならない議会が、こんなでたらめなことをやっている議会の責任というのは物すごく大きいと私は思っています。だから、位置の条例について、なぜ先ほどから、まだ実際実施計画で予算も決まっていない、何も決まっていないと言うけれども、概略のあれは大体今の基本計画の中で決まっているでしょう。道の言っているのは、そういうことがある程度見越したときには、位置の条例は出さなければならないという見解なのです。これ、何回も私は聞いたのですから。再度答弁をお願いします。

○議　　長　町長。

○町　　長　新庁舎建設と基本計画に対するご質問でございます。

今までもご答弁させていただいてございます。いろいろな部分、淡々と説明している、淡々とではないのでございます。基本的には、思いと今までの経過を含めて説明をさせていただいてございます。これを私が強引に何でも進めるという話ではなくて、今までも住民に説明をさせていただいてございますし、いろいろな形の中で進めてきているというふうに考えております。

当然今町と議会というのは二元代表制でございますので、議会の中で議論をたくさんしていただくというのは全然構わないことだと思いますし、いろんな部分でやっぱりそれらの町が提案している基本構想、基本計画についての議論もいただいているというふうに考えているところでございます。

それと、特別議決の提案時期でございます。村川議員、道のほうのそういう見解だというふうでございますけれども、どこの部署か教えていただければ、私のほうも確認したいと思いますけれども、基本的には国のほうでは定まって

いないのが実情でございますけれども、その法律の解釈の中でその部分、どこの段階で出すのが適当かという実例判例というのは出てございます。その部分については、やはりその建設に当たる予算が定まったとき、またはその建設が進んで、建設が終わり、位置を変えるという時期になっていきます。現状、湧別町の位置条例については、現在この庁舎の位置がその条例になってございますので、それを今変えて、将来的に附則の中で規則でその変える時期を決めるということになっておりますので、いつ上げるかということで、上げないまま全て終わってしまう場合もあり得るということになるようなものを、現時点で我々の任期というのは当然４年しかございませんし、あと１年半しか残りないという段階で、３年半、また４年先のことを進めていくのが、今本当に私の責任の中で進めていいのかという部分がございます。基本設計、実施設計が終わった後に建設に向けて予算を出す段階において提案させていただくというのが一番適切でないかということで考えているところでございます。当然施工時期もその時点でいくと分かりますので、その中で施工時期も入れながら、その条例の改正を進めていくというのが通常の行政の進め方の一つだというふうに捉えてございます。道の担当の方がどういうふうに言われたか分かりませんけれども、その方が分かりましたら私に教えていただければ、また確認したいと思いますし、私も道のほうといろいろ協議をさせていただいた中で、なかなかこれだというものはないということで、町村の中で検討いただいて出すべきだということでありますし、道内いろいろなところ、道外いろいろなところを見ても、基本的には一番早くて建設予算の提案の時期に上げるという、または建設予算が通って建設中に上げるという例が一番多いというふうに考えながら今進めてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　町長、自分の都合のいいように解釈するから、道だって名前教えれというのなら後でちゃんと教えます。

そして、解釈が建ててからいつでもいいのだ。それが、さっきから言うように、それは良識的なことなのかと。事情があって、建ててからでもという解釈になっているだけのことで、うちは事情がないわけでしょう。予算もめどはついている。全部めどついている。最終的な位置の条例についても定かでない。そういうときに予算を上げるべきでない。

こんなこと、町長、深く考える何物もないと思うのです。一般良識を考えたときに、首長としてこれが住民に受け入れられるのか、受け入れられないのか。それは、当然判断できる、そのために町長になったわけでしょう。それが何の理由もなくずるずる延ばしていく。もう８年３月なんて、本当にびっくり。考えられないよ、こんなこと。これ、まだ時間があるのだから、もう一回大きく

大集会開いて住民と説明会やりなさい。それか、住民投票しなさい。これが一番。だから、私は当初住民投票すべきでないか。住民投票していれば、よくても悪くても住民の意思なのです。今こうやってきたおかげで、町長ももう動き取れなくなってきている。我々議員のほうだって、いろんな圧力がかかって大変な目に遭っている。これが住民の代表で出ている議員なのです。このことで圧力をかけられて、精神的苦痛なんていう、家族まで巻き添えにして、とんでもないことだと私は思いますので、それらを重々念頭に置いて考えていただきたい。きちっとそのことを考えられるのかどうか、もう一回答弁ください。

○議　　長　町長。

○町　　長　新庁舎の建設に係る部分でございます。

村川議員言われる部分において、町長の思いだけで進んでいるという部分でございますけれども、私の思いだけで進めているのではなくて、いろいろな部分に町民の皆様が参加いただいた中でいろいろな形を取りながらご理解をいただくように進めてきてございます。現在もいろいろな形の中で今説明もさせていただいていますし、広報等においても基本計画として今できた部分、またはかわらばんで今回の基本計画の概要版も配らさせていただいて御覧をいただいているという部分もございます。

議員言われるとおり、いろいろな部分でご理解いただいていない部分等々があって、なかなかスムーズではないというのは間違いなくあるだろうというように思ってございます。しかし、今進めている部分については当初の計画の中で、構想の中でも言ってございますし、基本計画の中でも言っているようなスケジュールの中で進めさせていただいてございます。

基本的には、基本計画、基本設計、実施設計と進んで、最終的に建設をするかしないかという方向まで進めていかなければならないという部分でございます。現在進めている部分については、今回計画をすることによって令和６年末で合併推進債の権利はなくなるのですけれども、これが令和８年度に借入れできるような形になるというような手続上の問題であります。その中で、どのようなものを造っていくか、どうなのだという。基本的には、そんな大きなものを考えているわけではありませんし、将来に向けて必要以上のものを考えてはおりませんし、近隣町村も含めてどういうような中身で進めるのだということであります。財源等々においても、そんなよそと比べても引けの取らないような中身でいろいろな国の有利な制度を使いながら進めるということで今進めてございます。

これらの部分に係る部分については、どういう形の中で町民にご理解いただくかというのは、先ほど村川議員も言われたとおり、いろいろな制度はあるというふうには思ってございますし、また来年度においては当然我々の任期が切

れる時期にもなってきております。令和８年３月というのは、基本的にはこれから基本設計、実施設計をしていくと１年半以上かかるという部分でございますので、それができた段階の令和８年３月というような表現でございますので、それに向けてこれから進んでまいりますので、住民の真意を問う方法というのはこれからいろいろ出てくるのだろうというふうに考えてございまして、住民の皆様の多くの方のご理解をいただいた中でこの問題については進めていきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議　　長　４番、村川君の質問が終わりました。

次に、８番、小形君。

○８　　番　私からは、観光施設を活用した商店等の活性化策についてお伺いしたいと思います。

５月の連休、ファミリー愛ランドユーはたくさんのお客さんであふれていたと聞きましたし、第２駐車場まで満杯だったそうであります。また、チューリップ公園を訪れる人は、今年は６万人を超えており、昨年もその人数が観光に訪れておりました。この時期に観光で、レジャーで湧別を訪れる人には、湧別の商店、飲食店の利用も大いにしていただきたいと私は考えているところでございます。例えばチューリップ公園の入場券等に通し番号がついておりますけれども、その半券を持参することで湧別町内の有料施設、商店、飲食店利用が10％程度でも割引きされ、その割引額を湧別町が補助する、そのようなことができれば、商店の活性化を推進することになるのではないかと考えます。人が移動する時期でもありますし、湧別町に人が集まってくるときにこそ湧別町のよさをさらに実感していただける機会でもあり、湧別町に再び訪れてくれるものと考える次第であります。このような活性化策について、町長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議　　長　町長。

○町　　長　小形議員の観光施設を活用した商店等の活性化策についてのご質問にお答えいたします。

今年も町内観光施設が開園し、ファミリー愛ランドユーや先ほどの行政報告においても報告したとおりチューリップ公園にも６万2,000人を超える観光客にお越しをいただき、大変うれしく思ってございます。

ご質問にありました観光施設を活用した活性化策についてでありますが、本町にはほかにもサロマ湖の景観、五鹿山公園、御園山公園、リバーサイドゴルフ場やチューリップの湯など、観光資源、観光施設に恵まれております。これから観光施設を訪れる多くの観光客には本町に滞在していただき、商店等の活性化につながることについて、また小形議員からも一例を挙げていただきましたが、一度来町された方の再訪を促すような仕掛けづくりが観光客が再び湧別

町を訪れるきっかけにつながるものと考えております。そのためには、商店等の協力と思いが欠かせません。行政が主導して行うことだけでなく、商工会や観光協会など関係団体との連携を強化し、団体からの要望に基づき、町としても支援策を協議していくことが必要であると考えてございます。地域全体で力を合わせ、観光資源を最大限に活用し、湧別町の魅力を内外に発信していくことでより一層の地域振興を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、小形議員へのご回答とさせていただきます。

○議　　長　８番、小形君。

○８　　番　５月の連休等は、私の車が調子が悪くなって、車を直そうと思いましたら、多くの自動車ディーラー等は10連休でありまして、なかなか大変ではありましたけれども、今後働き方改革等で労働者の休日も増えていくものと考えております。

チューリップ公園には、毎年のように６万人を超える人が訪れている今、個人で観光で来られている方も増えていると聞きました。町の人口の７倍を超える人がこの短い時期に湧別町を訪れています。そのちょっとの数％がさらに商店や飲食店を利用していただけるだけできっかけとなる施策を実現できれば、湧別町の商店の活性化が図られるものと考える次第であります。関係団体と協議していただき、よい方向性が導き出されることを期待しております。

終わります。

○議　　長　町長。

○町　　長　観光施設を利用した商店との活性化策については、小形議員、一例を挙げていただきました。そういうことも含めて、多くの方がチューリップ公園、または愛ランドユーにご来場いただいてございます。それらを含めて、先ほど言ったとおり商工会、観光協会等も含めて検討させていただいて、より活性化につながるように進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　以上をもって一般質問を終了します。

暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１３：５６）

再　開　宣　告（１４：０５）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第９、議案第１号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第１号　湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

○議　　長　提案者の説明を求めます。
住民税務課長。
（住民税務課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第10、議案第２号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第２号　令和６年度湧別町一般会計補正予算。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
企画財政課長。
（企画財政課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
９番、檜山君。
○９　　番　予算書10ページ、新庁舎等整備事業に要する経費7,000万円でお聞きをいたします。
新庁舎建設等基本計画の完了後、町内４か所で住民説明会を開催いたしました。その概要版を見ると、これから行われる基本設計と実施設計は別々の発注になるかと思っていましたが、本予算では新庁舎等整備事業設計業務委託料となっていて、資料を見ても一括発注を考えているように見えるわけですが、一括発注とするのであれば、その理由を教えていただきたいと思います。
○議　　長　総務課参事。
○総務課参事　それでは、檜山議員からの質問でございます。
概要版の折には、実施設計、基本設計、ばらばらの発注ではないかというご質問ですが、概要版の説明、町民説明会におきましても、私のほうからはスケジュール的にはもう一括発注でなければ期限が間に合わないということで、最終的には一括発注を検討しておりますというような形で説明をいたしてきたところでございます。

午前中等々の一般質問にありましたとおり、令和６年度中の実施設計の契約完了を目指しておりますので、今回はスケジュール的にもばらばらではなく、あくまでも一括というような形で令和６年度中の契約完了を目指しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議　　長　９番、檜山君。

○９　　番　期限がないということで、了解はいたしました。

次に、予算説明資料２ページでお聞きをいたします。今回の補正の設計業務委託料の予算額内訳が記載されていますが、財源内訳の地方債、合併推進債でありますが、これは１億3,700万円を見込んでいます。庁舎の位置については、先ほどいろいろ一般質問でもありますが、地方自治法第４条で移転には議会で３分の２の特別議決が必要ということになっております。仮に３分の２の賛成が得られない場合は、事業執行ができないと考えますが、その場合予算で見込んでいる設計業務委託料は事業の実施にかかわらず、合併推進債をいただけるのかお聞きをいたします。

○議　　長　総務課参事。

○総務課参事　檜山議員の質問でございます。

予算を万が一執行した際、最終的に特別議決が通らない、そして計画が頓挫した場合どうなるのかということでございます。そういった場合につきましては、最終的に庁舎を１か所に集約する、そういった目的のために借り入れるものでございますので、駄目になった場合はその分は借入れはできないことになろうかと思います。

○議　　長　９番、檜山君。

○９　　番　位置の条例が否決になったら、設計業務委託料に伴う合併推進債はいただけないということであります。

これまで位置の条例があくまでポイントになるのかなというふうに考えているところですが、一般質問でもありましたように、これらは本当に重要なポイントだと思っています。

それで、位置の条例を実施設計あるいは基本設計が行われる前に今回の補正委託料は大変大きなお金になるわけであり、これを実施設計等を行う前に議会へ位置の条例の提案をすべきでないのかというふうに考えますが、お聞きをいたします。

○議　　長　副町長。

○副 町 長　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回補正予算計上させていただいております基本設計及び実施設計費についてでございます。３分の２の議決云々というお話でございますが、現在ではそれに左右されず、事業を行っていく上で予算計上するし、７、８年度において

はこのまま続けばこのような起債申請を行っていくという予定でありますので、あくまでも現時点でこれが進まないという話にはならないということで計上させていただくものでございます。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　予算書の10ページについて、２点ほど質問いたします。

まず、１点は、庁舎の検討委員会です。実際にどんなふうな動きになっているのでしょうか。説明では、設計について検討するというお話だったでしょうか。この検討委員会は、私は基本設計できた時点で一定の程度で終わりかなと思ったのです。こうやって予算が出てくるということは、続いて行うということなのでしょうけれども、これは実施設計完了の令和８年３月まで続くのでしょうか。教えていただきたいと思います。これが１点。

もう一つは、先ほど檜山議員の質問があったのですけれども、基本設計と実施設計一括契約ということで、基本設計ができるのが令和７年４月頃なのですか、この図によると。そのときに、基本設計の成果品が出てくるのですよね。当然その基本設計の説明が出てくると思うのですが、それを受けて今度実施設計ということになるのですけれども、そこら辺の関連性はどうなっているか具体的に教えてください。

○議　　長　総務課参事。

○総務課参事　それでは、加藤議員の２点の質問でございます。

まず、１点目、検討委員会、どのような形になるのかということでございますが、今回提案しております検討委員会の予算につきましては、基本計画のときとは別に、また新たに検討委員さんを選んで基本設計、実施設計の都度都度、内容についてご審議をいただきたいと考えているものでございます。

そして、２点目の一括発注した場合の基本設計の成果なり何かが出てきたときどうなるのかといった部分でございますが、基本設計の概要版なりが出てきた際、もちろんこの部分につきましてもパブリックコメント等は実施する予定でございますが、意見反映をしつつ実施設計がその後も続きますので、いただいた意見、反映する部分は反映するという形で実施設計のほうには溶け込ませていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議　　長　３番、加藤君。

○３　　番　検討委員会、分かりました。

結局業者が決定するわけですから、委託業者の出してきたものを検討委員会でもむという、そんな流れなのでしょうか。

それと、もう一点、一括契約ということは、今回7,000万円で基本設計ですよね。同時に、一括契約ですから、実施設計も同じ委託業者になるということな

のでしょうか。
以上です。
○議　　長　総務課参事。
○総務課参事　加藤議員の２点の質問でございます。
検討委員での内容、いかがなものかという部分でございますが、今現在当方で考えてございますのは、基本設計等で出てきます平面計画等々についてご意見をいただきたい、そういうふうに考えてございます。
また、同一一括発注する場合、基本設計、実施設計の業者はどうなるのかといった部分でございますが、もちろん一括発注でございますので、同一の業者のほうに合わせた形での一本の契約という形になりますので、ご理解いただきたいと思います。
○議　　長　３番、加藤君。
○３　　番　説明は分かりました。
もう一度お尋ねしますが、これは期間がないから継続費ということで今回なったと思うのですけれども、契約が、これ一括契約ですから、今年の３月まで契約すれば起債が起こせるということなのですよね。それをもう一回確認したいと思います。
○議　　長　総務課参事。
○総務課参事　加藤議員の起債の関係でございます。
今年度なので、来年３月までに契約完了というふうに当方では考えてございますので、議員おっしゃるとおり来年３月までに契約が完了していれば起債の借入れは可能と考えてございます。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　この業務委託料の中で地質調査等、いろいろなものを組んでいるのですが、今の中小の跡地、これについては大昔からアイヌが住んでいて、お墓があるというようなことですが、これはもしそれが遺跡と同じような形でなっているとすれば、文化庁なりの許可が必要だと思うのですが、それらについてどのような対応をしているか説明いただきたいと思います。
○議　　長　社会教育課参事。
○社会教育課参事　まず、あの場所については、今のところ包蔵地としての登録はされていませんので、遺跡があるかどうかについては今のところはないのではないかというふうに思っています。ただ、工事が実施されるとなりますと、１万平米を超えた場合には試掘調査等が必要になると思いますので、そちらのほう、もし決まれば調査のほうをして遺跡の有無については確認するというのが一般的な手順でございます。
○議　　長　総務課参事。

○総務課参事　ただいまの回答の補足というわけではございませんが、今町のほうでは埋蔵文化財保護法に基づきまして、その事前協議の今後手続を進める予定でございますので、ご理解いただきたいと思います。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　今課長のほうから、そのようなあれであれば手続を踏んでいくと。それは、やっぱり許可が必要になるような状況なのかどうか、もう一回説明いただきたいと思います。
○議　　長　社会教育課参事。
○社会教育課参事　万が一遺跡があった場合には、その状態に応じて調査した上で、例えば既に土壌がいじられているような状態であれば出てくる遺跡を集めて工事を進めるということになりますし、もし何か内部のほうで遺跡のような、竪穴住居のようなものがあれば発掘調査を全部行ってから工事をするということになるのですが、アイヌ文化の場合においては遺跡の場合は大体住居は地表に建てられる場合が多いので、もし何か出てくるとすれば、それらを集めてみるということになるのですが、この辺については試掘調査をしなければ分からないと思いますが、ただ現時点においてあの辺一帯に竪穴住居等がある縄文文化とか擦文文化の遺跡があるという調査報告は出ておりませんので、今のところそういった調査になるようなことはないのかなと思うのですが、これはあくまで試掘調査をしなければ分かりませんので、事前協議が出た段階においてそれを行います。
　先ほど文化庁のほうの許可が必要かという話があったのですが、こちらのほうについては町のほうの調査をした上で道教委、北海道教育委員会と協議した上でどのようにしていくかというのを決めるようになっております。
　以上です。
○議　　長　４番、村川君。
○４　　番　今聞いたのは、こっちも認識不足で申し訳ないのですが、遺跡と歴史的にアイヌの集団墓地というか、そういうお墓があったという昔の歴史の中にあるということなので、お墓というのが遺跡としての何かに関わっているのかどうか、それらも含めて再度ご答弁願います。
○議　　長　社会教育課参事。
○社会教育課参事　村川議員おっしゃっていたように、アイヌの人々のお墓があったのではないかという、私も話には聞いたことがあるのですが、残念ながら文献等で残っているものではないので、実際にどうかというのは調査してみないと分からないのかなというふうに思います。こちらは、事前協議が出た段階で調査等は行うことになるかと思います。
　以上です。

○議　　長　ほかに質疑ありませんか。

（「動議」の声あり）

○議　　長　９番、檜山君。

○９　　番　議題となっております一般会計補正予算（第１号）に対する修正動議を提出いたします。

修正の内容につきましては、歳出予算、２款１項総務管理費に係る補正額7,000万円を削減し、第２条継続費を削除するための所要の修正を求めるものであります。

○議　　長　暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１５：０２）

再　開　宣　告（１５：０３）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま檜山議員の動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

議案第２号　令和６年度湧別町一般会計補正予算について、檜山議員外３名からお手元に配付のとおり修正の動議が提出されました。

よって、これを本案と併せて議題とし、修正案について提出者の説明を求めます。

９番、檜山君。

○９　　番　修正動議の説明を申し上げます。

１ページ、議案第２号　令和６年度湧別町一般会計補正予算に対する修正動議です。

この動議を、地方自治法第115条の３及び湧別町議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和６年６月18日。発議者、湧別町議会議員、檜山洋一、高田映二、加藤政弘、村川勝彦。

修正案は、先ほど申し上げたとおり、歳出予算、２款１項総務管理費の新庁舎等整備事業設計業務委託料に係る補正額7,000万円及びこれに関連する第２条継続費を削除いたしたく、所要の修正を求めるものであります。

修正案を説明いたします。２ページ、令和６年度湧別町一般会計補正予算（第１号）。

第１条、追加額２億5,430万円を１億8,430万円に、総額105億630万円を104億3,630万円に改めるものです。

歳入につきましては、20款繰越金、補正額１億842万7,000円を3,842万7,000円に改め、歳入合計の補正額は２億5,430万円を１億8,430万円に改めるものです。

歳出につきましては、２款総務費の補正額9,622万4,000円を2,622万4,000円に、１項総務管理費の補正額9,504万7,000円を2,504万7,000円に改め、歳出合計の補正額は２億5,430万円を１億8,430万円に改めるものです。

これに関連する第２表継続費は、削除とするものです。

なお、１目一般管理費中の庁舎等検討委員会委員報酬及び費用弁償に要する経費については、新庁舎に関連する経費でありますが、補正予算の上程説明をただいま聞いたもので、関連予算ではありますが、削除としておりませんので、ご了解を願います。

次に、このたびの補正予算の修正は、新庁舎建設等整備事業設計業務委託料の削減を求めるものであります。その理由は、第１に町の基本構想について、議会では新庁舎建設に係る調査特別委員会を設置し、調査、審査、討論を経て意見の集約を図り、文化センターＴＯＭと周辺町有地を活用すべきとの結論であります。地方自治は、町長と議会は二元代表制です。議会の合意なしには施策を実施することはできません。議会が不同意を示した施策は、実施してはならないのが地方自治の根幹の考え方です。議会特別委員会では、文化センターＴＯＭと周辺町有地を活用すべきという結論を無視した強引の進め方は、地方自治の根幹をも否定しているものです。他の自治体の庁舎建設について調べてみても、何をもって庁舎移転決定かは地方自治法を根拠とする条例の議決をもってであり、設計業務等の各計画策定の根拠となるものだからであります。まずもって、条例改正を可決し、庁舎に係る各種計画が進められているものです。位置の条例を改正せず、新庁舎といってもどこに建てるかも決まっていない根拠のない予算であると言わざるを得ません。

第２に、今申し上げたように、新庁舎等整備事業設計業務委託料は、どこに建てるかも決まっていない根拠のない予算ですし、この予算額は総額２億5,600万円と億単位にも及び、これは町民の税金から成るもので、仮に位置の条例が否決となった場合は、それまでかけたお金は全て無駄なお金となるものです。少なくても庁舎の位置を定める条例と予算を同時に提案するか、業務委託料を執行する前に議会へ議案提案するべきものと考えます。したがいまして、予算修正動議を提出した次第であります。

庁舎は、何よりも町民に十分な理解を受けた上で町民の便利を第一に、お金のかからない行政の在り方が望まれていると存じます。これらの理由により修正案を提出するもので、ご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議　　長　これより質疑を行います。

ただいまの修正動議に対しての質疑です。

４番、村川君。

○４　　番　今修正案の提出がされました。

説明のとおり、やっぱり議会の特別委員会を重視しなかった、これが一番大きな要因でありますし、あと……

（「質疑」の声あり）

○議　　長　提案者に対する質疑ですから。

○４　　番　すみません。

○議　　長　ほかに質疑ありませんか。

○全　　員　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

この討論につきましては、まず原案に賛成の方の発言を先に許します。今日提出されている最初の補正予算ね。

討論は、先に町から説明された一般会計補正予算に対する討論、賛成の方の討論です、先に。

（何事か声あり）

○議　　長　理解されていないようですので、もう一回説明します。

修正案に反対の発言というのはできないので、そういう場合は原案に対して賛成の方の発言を求めるということになっているようです。

したがって、町から説明された湧別町一般会計歳入歳出補正予算について賛成の方の発言を許します。補正予算全般について賛成の方。

５番、下田君。

○５　　番　庁舎建設に賛成の立場であり、予算措置は事業のために必要なものと認め、補正予算については賛成いたします。

○議　　長　次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

（「修正案、あくまでも動議」の声あり）

○議　　長　動議です。

（「動議に対してですか」の声あり）

○議　　長　はい、動議に対して賛成の方の発言。

（何事か声あり）

○議　　長　原案に賛成、修正動議に賛成、原案に賛成、修正動議に賛成、そういう順番でやるスケジュールになっていますので。

今原案に賛成の発言がありましたので、次に修正案に賛成の方の発言を許します。

４番、村川君。

○４　　番　先ほど大変失礼しました。

今の修正動議に対して、先ほど申し上げました、特別委員会での決定事項が

重視されなかった。我々町民の代表であって、その議会の発言が反映されなかった。全く議会軽視だったということ。

それから、位置が決定していないところに予算づけをする。これは、本当に妥当でない、大きな問題だというふうに思いますので、この予算に対しては、修正案について私は賛成いたします。

○議　　長　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

７番、脇坂君。

○７　　番　原案の庁舎設計の7,000万円について、賛成意見を申し上げます。

先ほどから議会の特別委員会、一応６回行われたと思うのですけれども、途中経過で何か人数が６人が反対だという話もありましたけれども、その辺も含めましてお話しさせていただきたいと思います。

いろいろと重複する点、先ほどから一般質問がありますから、重複する点もあるかと思いますけれども、ご了承願いたいと思います。

行政は、令和元年に庁内プロジェクトチームを組みスタートしました。令和２年からコロナの関係で中断はしましたが、令和４年に町民による検討委員会が審議され、答申が出されました。中湧別に建設するということは決まり、確かに２か所、３か所と言ってもいいのかもしれませんけれども、ＴＯＭ周辺と憩の家の周辺と中小跡という中で、行政が判断したのは中小跡です。我々、そこまで言えるかどうか分かりませんけれども、はっきり言って中小跡以外、ＴＯＭの横であればＴＯＭの使用勝手がなくなりますし、憩の家周辺ではとても狭くて庁舎としてはならぬということに考えますと、やはりこれから何年後建てようとしても中小跡に建つのではないかと思い、私どもは行政の判断が間違っていなかったというように考えております。

いろいろ明日を考える会とか、先ほどからの修正動議や何かで出ておりますけれども、合併特例債ありきとかという建設ということでも言われますけれども、私としてはやはり特例債があるから、ここでしっかりと将来やはり負担が少しでも少なくなる。そういうことを考えながら、やっぱり特例債を生かしながら建てる、これはいい判断だと。私は、行政のやり方が何も間違っていたものは一つもないというように感じております。

事業費の44億円につきましても、常に庁舎は44億円だという言い方しますけれども、やはりその辺ははっきりと庁舎と旧小学校の改修は切り離して考えるべきではないかと考えております。庁舎は30億円の庁舎です。これは、11億円が国から出まして、19億円で建ちます。この11億円につきましては、町民が負担しなければならないお金です。ですけれども、これは国が出しますから、これは町民がもらえるお金なわけです。簡単に放棄することは私は理解できません。

また、住民の理解や準備不足と言っておりますが、町民による検討委員会も行われ、基本構想の考えや内容を広報などにより周知しております。また、地域での意見交換会、町民説明会、またパブリックコメントも行われ、私は十分な準備や議論も行われたと思っております。

なお、この上湧別庁舎につきましても40年近くたち、クーラーもなく、近年の異常気象で昨年は熱中症患者も出るという非常に劣悪な職場環境になっているように思われます。

私ども議会も特別委員会を設置し、議論してまいりました。最初は、やはり十分な理解が得られず、反対が６いたのは間違いありません。しかし、私たちもしっかりと将来を見て、やはり中小跡に建てるべきだといろいろ説得いたしました。その結果、本当に理解が得られたということで７人まで賛同を得たと私は考えております。議会は、過半数でほとんどのことが決まります。位置条例は３分の２です。しかし、７割近くの議員が賛成しても、この３分の１の反対で進まないのも私としてはどうなのかなという気がしております。確かに法律で決まっていますから、そうだと言われればそうなのですが、ほとんどの議員が賛成しているのにそれが進まない、そんな状況になっているような気がします。反対している議員の中にも、やはり中湧別に建てなければ駄目だという議員もおります。私は、この後も丁寧にみんなと議論し合いながら、この湧別町の安全、安心なまちづくり、集約化による経費削減、安心して住民サービスを受けることができる職場環境づくり、そして中湧別の市街の活性化、まだまだ言うことはたくさんありますけれども、先ほどからどうしてもこの位置条例に引っかかりますけれども、今後やはり丁寧に私も仲間と一緒にこの３分の２以上の８人になるよう粛々と進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議　　長　次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　ほかに討論がありませんので、これで討論は終わります。

修正案を採決いたします。

（「議長、質問あります」の声あり）

○議　　長　４番、村川君。

○４　　番　この予算、庁舎の問題、庁舎の位置とも絡んでいるわけです。

この問題は、４条の位置の条例と116条の関係と関連性があるように私は解釈いたしました。

その辺をしっかり調べて採決に入ってほしいというふうに思います。

○議　　長　暫時休憩いたします。

休　憩　宣　告（１５：２５）

再　開　宣　告（１５：４０）

○議　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中にいろいろ調査した結果、本議案は地方自治法第116条にて特別の定めがある場合を除くほか、過半数で決することになっており、予算は特別の定めに当たらないという北海道町村議長会に確認しましたので、会議を続けます。

先ほど討論が終わっておりますので、この修正案を採決いたします。

議案第２号　令和６年度湧別町一般会計補正予算に対する修正案について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議　　長　起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、議案第２号、原案について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議　　長　起立多数です。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第３号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第３号　令和６年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

（健康こども課長提案理由説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第４号から日程第13、議案第５号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第４号　上湧別中学校改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について。

議案第５号　上湧別中学校改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について

○議　　長　提案者の説明を求めます。

建設課長。

（建設課長提案理由説明）

○議　　長　これから議案第４号から議案第５号までについて質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第４号の討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第５号の討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり決定いたしました。

日程第14、議案第６号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第６号　外構整備工事（上湧別地区義務教育学校）請負契約の締結について。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

建設課長。

（建設課長提案理由説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第７号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第７号　グラウンド改修工事(上湧別地区義務教育学校)請負契約の締結について。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

建設課長。

（建設課長提案理由説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第８号から日程第17、議案第９号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　議案第８号　公営住宅新築工事（花園団地）請負契約の締結について。

議案第９号　公営住宅新築工事（緑町団地）請負契約の締結について。

○議　　長　提案者の説明を求めます。
建設課長。
（建設課長提案理由説明）
○議　　長　これから議案第８号から議案第９号までについて質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
質疑を終結し、議案第８号の討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、議案第８号は原案のとおり決定いたしました。
続いて、議案第９号の討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、議案第９号は原案のとおり決定いたしました。
日程第18、議案第10号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第10号　西３線道路拡幅工事請負契約の締結について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
建設課長。
（建設課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第19、議案第11号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第11号　財産の取得について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
企画財政課長。
（企画財政課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第20、議案第12号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第12号　財産の取得について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
企画財政課長。
（企画財政課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第21、議案第13号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第13号　財産の取得について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
企画財政課長。
（企画財政課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
日程第22、議案第14号を議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
局長。
○議会事務局長　議案第14号　財産の取得について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
企画財政課長。
（企画財政課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
10番、山本君。
○１０　番　今回購入する物件なのですけれども、教室以外の椅子、机とかなのですけれども、児童生徒用の机と椅子はどうなっていたのか、私今まで聞き間違っているかと思います。
それで、後期教室の分については生徒用机天板となっているのですけれども、天板だけ取り替えるということなのでしょうか。それだけお聞きします。
○議　　長　教育総務課長。
○教育総務課長　山本議員の質問にお答えさせていただきます。
現在の上湧別中学校で使用している机は規格が大きく、引き続き利用が可能なため、後期課程用の机として使用する予定としておりますが、天板が傷んできているため天板のみを交換して後期用の生徒の机として使用する予定として

おります。
　前期用の生徒の机につきましては、現在小学校で使っているものが平成27年に購入したものですので、そちらを引き続き使用する予定としております。
　以上で答えさせていただきます。
○議　　長　ほかに質疑はございませんか。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
　したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
　日程第23、議案第15号を議題といたします。
　事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
　局長。
○議会事務局長　議案第15号　財産の取得について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。
　企画財政課長。
　　（企画財政課長提案理由説明）
○議　　長　これから質疑を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　質疑なしと認めます。
　これから討論を行います。
○全　　員　　（な　し）
○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
○全　　員　　（異　議　な　し）
○議　　長　異議なしと認めます。
　したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。
　日程第24、議案第16号を議題といたします。
　事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
　局長。
○議会事務局長　議案第16号　財産の貸付について。
○議　　長　提案者の説明を求めます。

社会教育課長。

（社会教育課長提案理由説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第25、意見書案第１号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長　意見書案第１号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

○議　　長　提案者の説明を求めます。

８番、小形君。

（８番趣旨説明）

○議　　長　これから質疑を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全　　員　　（な　し）

○議　　長　討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第26、議員の派遣について議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することとし、細部については議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本案は全議員を派遣することとし、細部については議長に一任することに決定いたしました。

日程第27、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、本件は承認することと決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全　　員　　（異　議　な　し）

○議　　長　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和６年第２回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉　会　宣　告（１６：４５）

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会　議　長　村田一志

湧別町議会　議　員　阪坂敏夫

湧別町議会　議　員　小杉秀和